

山形県第12次鳥獣保護管理事業計画 (変更案)

平成29年3月
(平成30年3月一部変更)
(令和 2年3月一部変更)

山 形 県

目 次

| | |
|---|----|
| はじめに ----- | 1 |
| 第一 計画の期間----- | 1 |
| 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項----- | 1 |
| 1 鳥獣保護区の指定----- | 1 |
| (1) 前計画期末の状況----- | 1 |
| (2) 方針 ----- | 1 |
| (3) 鳥獣保護区の指定等計画----- | 3 |
| 2 特別保護地区の指定----- | 4 |
| (1) 前計画期末の状況----- | 4 |
| (2) 方針 ----- | 4 |
| (3) 特別保護地区指定計画----- | 6 |
| 3 狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域の指定----- | 7 |
| (1) 方針 ----- | 7 |
| (2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定計画----- | 7 |
| 4 休猟区の指定----- | 7 |
| (1) 前計画期末の状況----- | 7 |
| (2) 方針 ----- | 7 |
| 5 鳥獣保護区の整備等----- | 7 |
| (1) 方針 ----- | 7 |
| (2) 整備計画----- | 8 |
| 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項----- | 8 |
| 1 鳥獣の人工増殖----- | 8 |
| (1) 方針 ----- | 8 |
| 2 放鳥獣 ----- | 8 |
| (1) 前計画期末の状況----- | 8 |
| (2) 方針 ----- | 8 |
| (3) 放鳥計画及び種鳥の入手計画----- | 8 |
| (4) 放獣計画----- | 8 |
| 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項----- | 9 |
| 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方----- | 9 |
| (1) 希少鳥獣----- | 9 |
| (2) 狩猟鳥獣----- | 9 |
| (3) 外来鳥獣等----- | 9 |
| (4) 指定管理鳥獣----- | 9 |
| (5) 一般鳥獣----- | 9 |
| 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定----- | 10 |
| (1) 許可しない場合の基本的考え方----- | 10 |
| (2) 許可に当たっての条件の考え方----- | 10 |
| (3) わなの使用に当たっての許可基準----- | 12 |
| (4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方----- | 12 |
| (5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方----- | 12 |
| 3 学術研究を目的とする場合----- | 12 |
| (1) 学術研究----- | 12 |
| (2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）----- | 13 |
| 4 鳥獣の保護を目的とする場合----- | 13 |
| (1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合----- | 13 |
| (2) その他鳥獣の保護を目的とする場合----- | 13 |

| | |
|--|-----|
| 5 鳥獣の管理を目的とする場合 | 1 4 |
| (1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合 | 1 4 |
| (2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 | 1 6 |
| 6 その他特別の事由の場合 | 2 3 |
| (1) 許可基準 | 2 3 |
| (2) 許可しない場合の考え方 | 2 4 |
| (3) 許可に当たっての条件の考え方 | 2 4 |
| 7 捕獲許可した者への指導 | 2 4 |
| (1) 捕獲物又は採取物の処理等 | 2 4 |
| (2) 捕獲等又は採取等の情報の収集 | 2 4 |
| (3) 従事者の指揮監督 | 2 4 |
| (4) 危険の予防 | 2 4 |
| (5) 錯誤捕獲の防止 | 2 4 |
| 8 許可権限の市町村長への委譲 | 2 4 |
| (1) 条例に基づく許可権限の委譲 | 2 4 |
| (2) 被害防止計画に基づく許可権限の委譲 | 2 4 |
| (3) 市町村の事務処理に対する助言 | 2 4 |
| 9 鳥類の飼養登録 | 2 5 |
| (1) 方針 | 2 5 |
| (2) 飼養登録事務の処理 | 2 5 |
| (3) 飼養適正化のための指導内容 | 2 5 |
| 10 販売禁止鳥獣等の販売許可 | 2 5 |
| (1) 許可の考え方 | 2 5 |
| (2) 許可の条件 | 2 5 |
| 11 住宅集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項 | 2 5 |
| 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 | 2 6 |
| 1 特定猟具使用禁止区域の指定 | 2 6 |
| (1) 方針 | 2 6 |
| (2) 特定猟具使用禁止区域指定計画 | 2 6 |
| (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳 | 2 7 |
| 2 特定猟具使用制限区域の指定 | 2 7 |
| 3 猟区設定のための指導 | 2 7 |
| 4 指定猟法禁止区域の指定 | 2 7 |
| (1) 方針 | 2 7 |
| (2) 許可の考え方 | 2 8 |
| (3) 条件の考え方 | 2 8 |
| (4) 指定猟法禁止区域指定内訳 | 2 8 |
| 第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項 | 2 8 |
| 1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針 | 2 8 |
| 2 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び計画に基づく施策の方針 | 2 8 |
| (1) 計画の作成方針 | 2 8 |
| (2) 計画に基づく施策の方針 | 2 8 |
| (3) 第二種特定鳥獣管理計画に係る市町村実施計画の作成に関する方針 | 2 9 |
| 第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項 | 2 9 |
| 1 基本方針 | 2 9 |
| 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査 | 2 9 |
| (1) 方針 | 2 9 |
| (2) 鳥獣生息分布調査 | 2 9 |
| (3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 | 3 0 |
| (4) 狩猟鳥獣生息調査 | 3 0 |

| | |
|---------------------------------|-----|
| (5) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査----- | 3 0 |
| 3 法に基づく諸制度の運用状況調査----- | 3 1 |
| (1) 鳥獣保護区の指定・管理等調査----- | 3 1 |
| (2) 捕獲等情報収集調査----- | 3 1 |
| (3) 制度運用の概況調査----- | 3 1 |
| 4 放射性物質検査----- | 3 1 |
| 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項----- | 3 1 |
| 1 鳥獣行政担当職員----- | 3 1 |
| (1) 方針----- | 3 1 |
| (2) 設置計画----- | 3 2 |
| (3) 研修計画----- | 3 2 |
| 2 鳥獣保護管理員----- | 3 2 |
| (1) 方針----- | 3 2 |
| (2) 設置計画----- | 3 2 |
| (3) 年間活動計画----- | 3 3 |
| (4) 研修計画----- | 3 3 |
| 3 保護及び管理の担い手の育成及び確保----- | 3 3 |
| (1) 方針----- | 3 3 |
| (2) 研修計画----- | 3 3 |
| (3) 狩猟者の育成及び確保のための対策----- | 3 3 |
| 4 鳥獣保護センター等の設置----- | 3 4 |
| (1) 方針----- | 3 4 |
| 5 指導----- | 3 4 |
| (1) 方針----- | 3 4 |
| (2) 年間計画----- | 3 4 |
| 6 必要な財源の確保----- | 3 4 |
| 第十 その他 ----- | 3 4 |
| 1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題----- | 3 4 |
| 2 狩猟の適正管理----- | 3 5 |
| 3 傷病鳥獣救護の基本的な対応----- | 3 5 |
| 4 感染症への対応----- | 3 5 |
| (1) 高病原性鳥インフルエンザ----- | 3 5 |
| (2) その他の感染症----- | 3 6 |
| 5 普及啓発----- | 3 6 |
| (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等----- | 3 6 |
| (2) 野鳥の森等の整備----- | 3 7 |
| (3) 安易な餌付けの防止----- | 3 7 |
| (4) 小中学生を対象にした普及啓発----- | 3 7 |
| (5) 法令の周知徹底----- | 3 7 |
| 附属資料 ----- | |

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「法」という。）第1条の目的を達成するため、法第4条に基づき、環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成28年10月告示第100号）」を踏まえ、山形県第12次鳥獣保護管理事業計画を下記のとおり定めるものとする。

はじめに

本県には豊かな自然の中、多様な鳥獣相が形づくられており、全国で確認されている鳥類約550種のうち本県では約380種、獣類では同じく80種のうち45種の生息が確認されている。

本県は、県土面積（約93万ha）の約72%（約67万ha）が森林であり、この約46%が広葉樹林で構成され、これには全国一の面積（約15万ha）を誇るブナの天然林が含まれる。こうした豊かな森林は、多様な鳥獣の生息に適した環境を有し、食物連鎖の頂点に立つイヌワシやクマタカといった絶滅危惧種（環境省又は本県が作成した最新のレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣をいう。以下同じ。）の希少な猛禽類の全国有数となる生息を支えている。

一方で、明治・大正期以後、長らく絶滅したとされてきたイノシシ、ニホンジカが県内全域で急激に分布を回復しており、飛来数が増加しているカワウとともに農林水産業に対する被害の増加が懸念されている。このような在来種の鳥獣の急増は、アライグマなど外来鳥獣の侵入と同様に生態系に対する影響も懸念される。

また、ニホンザル、ツキノワグマが人の生活領域に出没する傾向を強めているとともに、カラスやスズメ、ムクドリなどによる農業被害は依然として大きく、人と鳥獣とのあつれきの増大が懸念される。

こうした状況を踏まえ、希少な鳥獣については、その生息環境を良好な状態に保全する一方、人の生活や生態系とのバランスを失わせつつある鳥獣については、急激な個体数の増加や生息域の拡大を抑制し、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において示された生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則等をはじめとする同法の趣旨を踏まえながら、適正に保護管理事業を実施していくものとする。

第一 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 前期計画期末の状況

鳥獣保護区の指定は鳥獣の保護を図るうえで根幹となる制度で、これまで積極的にその指定に努めてきたところであり、県全体の鳥獣保護区の指定面積は、県指定（89,213ha）、国指定（30,253ha）合計で119,466haと県土面積932,346haの約13%を占めている。

しかし、イノシシによる農業被害やツキノワグマの出没の増加に伴い、その生息地にあたる鳥獣保護区において、狩猟による捕獲圧の確保が求められるようになり、区域の縮小又は更新の取りやめに至る事例が生じている。

(2) 方針

ア 指定に関する方針

(ア) 新規区域の指定

イヌワシ、クマタカ等の希少な猛禽類について、県内の生息地を確認し、その生息を保護するため、営巣地や餌場等、当該種の繁殖等に必要な区域を把握し、それらが含まれるよう鳥獣保護区の新設又は区域の拡大に努めるものとする。生息環境を安定して保全するため、新設の場合の存続期間は原則として20年とする。

(イ) 既存区域の指定更新

第12次鳥獣保護管理事業計画期間中において期間満了となる既設の鳥獣保護区については、原則として存続期間の更新を行うものとする。

この場合、森林鳥獣生息地や大規模生息地のうち、希少な猛禽類の生息地であって生息

環境を安定して保全する必要があると認められる鳥獣保護区又は山形県自然環境保全条例（昭和48年3月24日山形県条例第21号）第7条第1項の規定により指定した山形県自然環境保全地域（以下、「自然環境保全地域」という。）の区域を含む鳥獣保護区については、新たな存続期間を20年として更新するものとする。

ただし、鳥獣保護区に生息する鳥獣によって周辺地域に被害を発生させることが確認され、狩猟による捕獲圧を確保する必要があると判断される場合、その鳥獣保護区の区域を縮小し又は更新取りやめを検討するものとする。なお、この場合、法第12条第2項の規定により被害を発生させる狩猟鳥獣を除いて狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域を指定することを検討するものとする。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

イヌワシ、クマタカといった希少な猛禽類をはじめ、森林に生息し又は森林を餌場にする鳥獣の保護を図るため、良好な森林生態系が形成されている地域について、鳥獣保護区の新設又は区域の拡大の必要性について検討する。

既存区域の指定更新にあっては、希少な猛禽類の生息地であって生息環境を安定して保全する必要があると認められる鳥獣保護区又は自然環境保全地域の区域を含む鳥獣保護区の指定を更新する場合、新たな存続期間を20年として更新するものとする。

(イ) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地について、県内の状況を点検し、鳥獣保護区の新設又は区域の拡大の必要性について検討する。

既存区域の指定更新にあっては、希少な猛禽類の生息地であって生息環境を安定して保全する必要があると認められる鳥獣保護区の指定を更新する場合、新たな存続期間を20年として更新するものとする。

(ウ) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について、県内の状況を点検し、鳥獣保護区の新設又は区域の拡大の必要性について検討する。

(エ) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類等の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、県内の状況を点検し、鳥獣保護区の新設の必要性について検討する。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

絶滅危惧種にあたる鳥獣若しくは準絶滅危惧種（NT）、情報不足（DD）又は絶滅のおそれのある地域個体群（LP）として環境省又は本県が作成した最新のレッドリストに掲載されている鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、県内の状況を点検し、鳥獣保護区の新設の必要性について検討する。

(カ) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であつて鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、県内の状況を点検し、鳥獣保護区の新設の必要性について検討する。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、鳥獣保護区の新設又は区域の拡大の必要性について検討する。

既存区域の指定更新にあっては、自然環境保全地域の区域を含む鳥獣保護区の指定を更新する場合、新たな存続期間を20年として更新するものとする。

(3) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

| 区分 | 鳥獣保護区 指定の目標 | 既指定鳥獣保 護区(A) | | 本計画期間に指定する鳥獣保護区 | | | | | |
|----------|----------------|-----------------|------|-----------------|-----|-----|-----|-----|------|
| | | | | 29年度 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(B) |
| 森林鳥獣生息地 | 箇所 | | 32箇所 | | | | | | 0 |
| | 面積 | 68,020ha | 変動面積 | | | | | | 0ha |
| 大規模生息地 | 箇所 | | 1箇所 | | | | | | 0 |
| | 面積 | 13,795ha | 変動面積 | | | | | | 0ha |
| 集団渡来地 | 箇所 | | 1箇所 | | | | | | 0 |
| | 面積 | 353ha | 変動面積 | | | | | | 0ha |
| 集団繁殖地 | 箇所 | | 1箇所 | | | | | | 0 |
| | 面積 | 276ha | 変動面積 | | | | | | 0ha |
| 希少鳥獣生息地 | 箇所 | | 箇所 | | | | | | 0 |
| | 面積 | | 変動面積 | | | | | | 0ha |
| 生息地回廊 | 箇所 | | 箇所 | | | | | | 0 |
| | 面積 | | 変動面積 | | | | | | 0ha |
| 身近な鳥獣生息地 | 箇所 | | 19箇所 | | | | | | 0 |
| | 面積 | 6,769ha | 変動面積 | | | | | | 0ha |
| 計 | 箇所 | | 54箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 面積 | 89,213ha | 変動面積 | 0ha | 0ha | 0ha | 0ha | 0ha | 0ha |

| | 本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区 | | | | | | 本計画期間に区域を減少する鳥獣保護区 | | | | | |
|------|-------------------|-----|-----|-----|-----|------|--------------------|-------|------|-------|-----|---------|
| | 29年度 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(C) | 29年度 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(D) |
| 箇 所 | | | | | | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | | 5 |
| 変動面積 | | | | | | 0ha | 5ha | 960ha | 11ha | 602ha | | 1,578ha |
| 箇 所 | | | | | | 0 | 1 | | | | | 1 |
| 変動面積 | | | | | | 0ha | 8ha | | | | | 8ha |
| 箇 所 | | | | | | 0 | | | | | | 0 |
| 変動面積 | | | | | | 0ha | | | | | | 0ha |
| 箇 所 | | | | | | 0 | | | | | | 0 |
| 変動面積 | | | | | | 0ha | | | | | | 0ha |
| 箇 所 | | | | | | 0 | | | | | | 0 |
| 変動面積 | | | | | | 0ha | | | | | | 0ha |
| 箇 所 | | | | | | 0 | | | | | | 0 |
| 変動面積 | | | | | | 0ha | | | | | | 0ha |
| 箇 所 | | | | | | 0 | | | | | | 0 |
| 変動面積 | | | | | | 0ha | | | | | | 0ha |
| 箇 所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| 変動面積 | 0ha | 0ha | 0ha | 0ha | 0ha | 0ha | 33ha | 960ha | 11ha | 602ha | 0ha | 1,606ha |

| 区分 | 本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区 | | | | | | 計画期間中の増△ | 計画終了時 の鳥獣保護区** |
|----------|------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|----------------|
| | 29年度 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(E) | | |
| 森林鳥獣生息地 | 箇所 | 1 | | 1 | | 2 | -2 | 30 |
| | 変動面積 | 4,061ha | | 2,699ha | | 6,760ha | -8,338ha | 59,682ha |
| 大規模生息地 | 箇所 | | | | | 0 | 0 | 1 |
| | 変動面積 | | | | | 0ha | -8ha | 13,787ha |
| 集団渡来地 | 箇所 | | | | | 0 | 0 | 1 |
| | 変動面積 | | | | | 0ha | 0ha | 353ha |
| 集団繁殖地 | 箇所 | | | | | 0 | 0 | 1 |
| | 変動面積 | | | | | 0ha | 0ha | 276ha |
| 希少鳥獣生息地 | 箇所 | | | | | 0 | 0 | 0 |
| | 変動面積 | | | | | 0ha | 0ha | 0ha |
| 生息地回廊 | 箇所 | | | | | 0 | 0 | 0 |
| | 変動面積 | | | | | 0ha | 0ha | 0ha |
| 身近な鳥獣生息地 | 箇所 | | | | | 0 | 0 | 19 |
| | 変動面積 | | | | | 0ha | -20ha | 6,749ha |
| 計 | 箇所 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | -2 |
| | 変動面積 | 0ha | 4,061ha | 0ha | 2,699ha | 0ha | 6,760ha | -8,366ha |
| | | | | | | | | 80,847ha |

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-
**箇所数についてはB+E-C-
面積についてはA+B+C-

ア 鳥獣保護区の指定計画

第12次鳥獣保護管理事業計画期間中において新たに鳥獣保護区を指定する計画はないが、(2)方針に基づき、新たな鳥獣保護区の指定を検討していくものとする

イ 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

| 年 度 | 設定区分 | 鳥獣保護区 名 称 | 番 号 | 所 在 地 | 変更区分 | 指 定 面 積 の 移 動 | | | 変更後指定期間 | | 変更理由 |
|-----|--------------|--------------|-----|------------|-----------|---------------|--------|--------|-------------------------------|-----|----------------|
| | | | | | | 移動時の面積 | 移動面積 | 移動後の面積 | | | |
| H29 | 森林鳥獣 生息地 | 飯豊山 | 4 | 小国町 飯豊町 | 期間更新 | 13,795 | -8 | 13,787 | H29. 11. 1から H49. 10. 31まで | 20年 | 錯誤 |
| | | 桂谷 | 13 | 鶴岡市 | 期間更新 | 393 | 0 | 393 | H29. 11. 1から H39. 10. 31まで | 10年 | |
| | | 立谷沢 | 26 | 庄内町 | 期間更新 | 1,804 | 0 | 1,804 | | | |
| | | 柴倉 | 29 | 小国町 | 期間更新 | 1,881 | 0 | 1,881 | H29. 11. 1から H49. 10. 31まで | 20年 | |
| | | 葉山 | 37 | 大蔵村 | 期間更新 | 1,090 | 0 | 1,090 | | | |
| | 身近な鳥獣 生息地 | 愛染峠 | 38 | 白鷹町 | 期間更新 | 1,737 | -5 | 1,732 | | | 錯誤 |
| H30 | 森林鳥獣 生息地 | 左沢 | 51 | 大江町 | 期間更新 | 94 | -20 | 74 | H29. 11. 1から H39. 10. 31まで | 10年 | 錯誤 |
| | | 蔵王 | 11 | 山形市 上山市 | 区域変更 | 6,204 | -960 | 5,244 | H30. 11. 1から H50. 10. 31まで | 20年 | 鳥獣の生息 状況の変化 |
| | 身近な鳥獣 生息地 | 山寺雨呼山 | 12 | 山形市 天童市 | 満了 | 4,061 | -4,061 | 0 | | | 鳥獣の生息 状況の変化 |
| H31 | 森林鳥獣 生息地 | 鮎貝 | 55 | 白鷹町 | 期間更新 | 550 | 0 | 550 | H30. 11. 1から H40. 10. 31まで | 10年 | |
| | | 鳥海 | 10 | 酒田市 遊佐町 | 期間更新 | 2,418 | 0 | 2,418 | H31. 11. 1から H51. 10. 31まで | 20年 | |
| | | 高坂 | 34 | 真室川町 | 期間更新 | 2,406 | 0 | 2,406 | H31. 11. 1から H51. 10. 31まで | 20年 | |
| | | 木地山、野川 | 35 | 長井市 | 区域変更 | 2,909 | -11 | 2,898 | H31. 11. 1から H41. 10. 31まで | 10年 | ダム工事に 伴う減少 |
| H32 | 森林鳥獣 生息地 | 大平山 | 39 | 白鷹町 | 期間更新 | 520 | 0 | 520 | H31. 11. 1から H41. 10. 31まで | 10年 | |
| | | 関山 | 32 | 東根市 | 満了 | 2,699 | -2,699 | 0 | | | 鳥獣の生息 状況の変化 |
| | 身近な鳥獣 生息地 | 今神 | 33 | 戸沢村 | 期間更新 | 648 | -6 | 642 | H32. 11. 1から H52. 10. 31まで | 20年 | 錯誤 |
| | | 大沼 | 47 | 山形市 山辺町 | 区域変更 * | 941 | -596 | 345 | H32. 11. 1から H42. 10. 31まで | 10年 | 鳥獣の生息 状況の変化 |
| | | 三瀬 | 48 | 鶴岡市 | 期間更新 | 120 | 0 | 120 | H32. 11. 1から H52. 10. 31まで | 20年 | |
| H33 | 身近な鳥獣 生息地 | 田麦野 | 54 | 天童市 | 期間更新 | 35 | 0 | 35 | H32. 11. 1から H42. 10. 31まで | 10年 | |
| | 合 計 | 暮点 | 56 | 村山市 | 期間更新 | 384 | 0 | 384 | H33. 11. 1から H43. 10. 31まで | 10年 | |

* 縮小により指定解除される地域について、銃猟による危険を防止するための措置を講じる。

2 特別保護地区の指定

(1) 前期計画期末の状況

鳥獣保護区の区域内で特に鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る必要があると認められる区域を指定する特別保護地区の指定面積は、県指定(5,568ha)、国指定(4,600ha)合計で10,168haと鳥獣保護区指定面積119,486haの約9%となっている。

特別保護地区は、主に山岳の山頂部や稜線部、河川の最上流部を含めた区域であって、人が居住する地域から離れた区域を指定していることから、鳥獣による被害の発生等を理由にした区域の縮小又は指定取りやめの事例はない。

(2) 方 針

ア 指定に関する方針

(ア) 新規区域の指定

鳥獣保護区内において、希少な猛禽類の営巣地であるなど、生息環境の保全や生態系の維持が、生息鳥獣にとって特に重要である地域について把握し、特別保護地区の指定に努めるものとする。特別保護地区の存続期間は鳥獣保護区の存続期間と同一の期間とする。

(イ) 期間満了となる区域の指定

第12次鳥獣保護管理事業の計画期間中において期間満了する特別保護地区については、鳥獣の生息状況等に応じ、原則として再び指定を行うものとする。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

イヌワシ、クマタカといった希少な猛禽類の営巣地など、良好な鳥獣の生息環境となつてゐる区域の新たな指定又は区域の拡大の必要性について検討する。

(イ) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該鳥獣保護区において必要と認められる中核的地区に対する新たな指定又は区域の拡大の必要性について検討する。

(ウ) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区に対する新たな指定の必要性について検討する。

(エ) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類等の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区に対する新たな指定の必要性について検討する。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

鳥獣保護区を新設する場合、保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域について指定を検討する。

(カ) 生息地回廊の保護区

鳥獣保護区を新設する場合、保護対象となる鳥獣の移動路として必要と認められる中核的地区について指定を検討する。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について、住民生活への影響を十分考慮のうえ、指定の必要性を検討する。

(3) 特別保護地区指定計画

(第3表)

| 区分 | | 特別保護地区設定の目標 | 既設特別保護地区(A) | 本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む) | | | | | | |
|----------|----|-------------|-------------|--------------------------|-------|-------|-----|-----|---------|---------|
| | | | | 29年度 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(B) | |
| 森林鳥獣生息地 | 箇所 | | 8 箇所 | | 1 | 2 | | | | 3 |
| | 面積 | | 4,279ha | 変動面積 | 944ha | 438ha | | | | 1,382ha |
| 大規模生息地 | 箇所 | 1 箇所 | 1 | | | | | | | 1 |
| | 面積 | 1,289ha | 変動面積 | 1,289ha | | | | | | 1,289ha |
| 集団渡来地 | 箇所 | | 箇所 | | | | | | | 0 |
| | 面積 | | 変動面積 | | | | | | | 0 |
| 集団繁殖地 | 箇所 | | 箇所 | | | | | | | 0 |
| | 面積 | | 変動面積 | | | | | | | 0 |
| 希少鳥獣生息地 | 箇所 | | 箇所 | | | | | | | 0 |
| | 面積 | | 変動面積 | | | | | | | 0ha |
| 生息地回廊 | 箇所 | | 箇所 | | | | | | | 0 |
| | 面積 | | 変動面積 | | | | | | | 0ha |
| 身近な鳥獣生息地 | 箇所 | | 箇所 | | | | | | | 0 |
| | 面積 | | 変動面積 | | | | | | | 0ha |
| 計 | 箇所 | 9 箇所 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 4 | |
| | 面積 | 5,568ha | 変動面積 | 1,289ha | 944ha | 438ha | 0ha | 0ha | 2,671ha | |

| | 本計画期間に区域拡大する特別保護地区 | | | | | | 本計画期間に区域を減少する特別保護地区(設定区分の変更を含む) | | | | | |
|------|--------------------|-----|-----|-----|-----|------|---------------------------------|-----|-----|-----|-----|------|
| | 29年度 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(C) | 29年度 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(D) |
| 箇所 | | | | | | 0 | | | | | | 0 |
| 変動面積 | | | | | | 0ha | | | | | | 0ha |
| 箇所 | | | | | | 0 | | | | | | 0 |
| 変動面積 | | | | | | 0ha | | | | | | 0ha |
| 箇所 | | | | | | 0 | | | | | | 0 |
| 変動面積 | | | | | | 0ha | | | | | | 0ha |
| 箇所 | | | | | | 0 | | | | | | 0 |
| 変動面積 | | | | | | 0ha | | | | | | 0ha |
| 箇所 | | | | | | 0 | | | | | | 0 |
| 変動面積 | | | | | | 0ha | | | | | | 0ha |
| 箇所 | | | | | | 0 | | | | | | 0 |
| 変動面積 | | | | | | 0ha | | | | | | 0ha |
| 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 変動面積 | 0ha | 0ha | 0ha | 0ha | 0ha | 0ha | 0ha | 0ha | 0ha | 0ha | 0ha | 0ha |

| 区分 | 本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む) | | | | | | 計画期間中の増△減* | 計画終了時の鳥獣保護区** |
|----------|---------------------------------|-------|-------|-----|-----|---------|------------|---------------|
| | 29年度 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(E) | | |
| 森林鳥獣生息地 | | 1 | 2 | | | 3 | 0 | 8 |
| | 944ha | 438ha | | | | 1,382ha | 0ha | 4,279ha |
| 大規模生息地 | 1 | | | | | 1 | 0 | 1 |
| | 1,289ha | | | | | 1,289ha | 0ha | 1,289ha |
| 集団渡来地 | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 集団繁殖地 | | | | | | 0ha | 0ha | 0ha |
| 希少鳥獣生息地 | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 生息地回廊 | | | | | | 0ha | 0ha | 0ha |
| 身近な鳥獣生息地 | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 4 | 0 | 9 |
| | 1,289ha | 944ha | 438ha | 0ha | 0ha | 2,671ha | 0ha | 5,568ha |

ア 特別保護地区の指定計画

第12次鳥獣保護管理事業計画期間中において新たに特別保護地区を指定する計画はないが、(2)方針に基づき、新たな特別保護地区の指定を検討していくものとする

イ 既指定特別保護地区の再指定計画

(第4表)

| 年度 | 指定の対象となる鳥獣保護区 | | | | | 特別保護地区 | 設定後の設定期間 | |
|-----|---------------|------|---------|--------|-------|-----------------------|----------|--|
| | 設定区分 | 番号 | 鳥獣保護区名称 | 面積 ha | 面積 ha | | | |
| H29 | 大規模生息地 | 4 | 飯豊山 | 13,795 | 1,289 | H29.11.1からH49.10.31まで | 20年 | |
| H30 | 森林鳥獣生息地 | 11 | 蔵王 | 5,244 | 944 | H30.11.1からH50.10.31まで | 20年 | |
| H31 | 森林鳥獣生息地 | 10 | 鳥海 | 2,418 | 178 | H31.11.1からH51.10.31まで | 20年 | |
| | | 35 | 木地山、野川 | 2,909 | 260 | H31.11.1からH41.10.31まで | 10年 | |
| H32 | 該当なし | | | | | | | |
| H33 | 該当なし | | | | | | | |
| 合 計 | | 4 箇所 | | 24,366 | 2,671 | | | |

3 狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域の指定

(1) 方針

鳥獣の保護を図る必要が認められる区域のうち、農林業等への被害の原因となる狩猟鳥獣の捕獲等を促進する必要がある区域については、法第12条第2項に基づき、当該狩猟鳥獣を除いて狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域（以下、「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」という。）を指定し、農林業被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指すものとする。

(2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定計画

(第5表)

| 年度 | 狩猟鳥獣捕獲禁止区域予定の名称 | 番号 | 所在地 | 区分 | 指定面積(ha) | 指定期間 | | 備考 |
|-----|-----------------|----|------------|----|----------|---------------------------|-----|----------------------|
| H30 | 蔵王 | 1 | 山形市 | 新規 | 960 | H30.11.1から H40.10.31まで | 10年 | イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマを除く |
| | 山寺雨呼山 | 2 | 山形市 天童市 | 新規 | 4,061 | | | |
| H32 | 関山 | 3 | 東根市 | 新規 | 2,699 | H32.11.1から H42.10.31まで | 10年 | イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマを除く |
| 合計 | 3箇所 | | | | 7,720 | | | |

4 休猟区の指定

(1) 前計画期末の状況

県内に休猟区はない。

休猟区の指定効果について検証するため、第9次鳥獣保護事業計画期間中の平成17年度から休猟区の指定を休止し、地域ごとの調査区域を選定して、休止以前の平成14年度から10年間における鳥獣の生息状況の推移等を継続して調査した。調査の結果、休止後も鳥獣の減少は見られなかったこと及び狩猟者数が減少していることを理由に、第10次鳥獣保護事業計画以降、休猟区の指定は行っていない。

(2) 方針

第12次鳥獣保護管理事業計画期間中において、新たな休猟区の指定は原則として行わない。ただし、本県が第二種特定鳥獣に指定する狩猟鳥獣が被害を発生させることを理由に鳥獣保護区を縮小し又は更新を取りやめる場合、鳥獣保護区の従前の区域を休猟区に指定し、法第14条第1項による特例を適用させることとする。また、鳥獣保護管理員等による生息状況調査等から、狩猟鳥獣等が明らかに減少している区域が見つかった場合は、休猟区の指定を検討するものとする。

5 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

指定区域の境界等を明らかにするため、鳥獣保護区等（狩猟鳥獣捕獲禁止区域を含む）について標識類の整備を図ることとし、多雪地帯においては、制札から木標への立て替えに努める。

新規に指定する鳥獣保護区等がある場合は、狩猟期間前に境界を優先して標識類の設置を行い、区域の拡大又は縮小を行う場合は、移動する境界の標識類を移動させ、又は新規補充するものとする。

存続期間の更新を行わない鳥獣保護区等がある場合は、原則として、狩猟期間前に標識等を撤去するものとする。

観察のための利用施設については、必要に応じて整備に努める。

また、鳥獣保護区等全般について、定期的な巡視を行い、標識類等の管理を行うとともに、鳥獣保護区等内における鳥獣の生息状況の把握に努める。

(2) 整備計画

ア 管理施設の設置箇所数等(新規及び更新)

(第6表)

| 区分 | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 平成31年度 | | 平成32年度 | | 平成33年度 | |
|--------|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|
| | 箇所数 | 数量 |
| 標識類 制札 | 10 | 50 | 4 | 65 | 6 | 35 | 5 | 25 | 1 | 10 |
| 木標 | 4 | 10 | 2 | 15 | 2 | 5 | 1 | 5 | 1 | 5 |

イ 利用施設の整備

(第7表)

| 区分 | 実施年度 | 整備予定保護区の名称 | 整備内容 | 備考 |
|-------------|--------|------------|-------------|----|
| 観察路、観察舎等の整備 | 平成14年度 | 蔵王鳥獣保護区 | 野鳥の森観察小屋の修繕 | |

ウ 調査、巡視等の計画

(第8表)

| 区分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 鳥獣保護管理員等 | 箇所数 | 56 | 56 | 56 | 56 |
| | 人 数 | 52 | 52 | 52 | 52 |

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とされているヤマドリ、キジ等について人工増殖を行う者に対し、以下に配慮して指導するものとする。

ア 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図ること。

イ 人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体のみを対象とすること。

2 放鳥獸

(1) 前計画期末の状況

狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とされているキジ、ヤマドリについて自然状態における生息動向等を検証するため、第9次鳥獣保護事業計画期間中の平成17年度から放鳥を休止し、地域ごとの調査区域を選定して、休止以前の平成14年度から10年間における鳥獣の生息状況の推移等を継続して調査した。

調査の結果、放鳥休止後も鳥獣の減少は見られなかったこと及び狩猟者数が減少している状況を鑑み、県として第10次鳥獣保護事業計画以降、キジ・ヤマドリの放鳥は行わないこととしている。

(2) 方針

第12次鳥獣保護管理事業計画期間中において、県として人工増殖した個体の放鳥は行わない。

個体数減少により増加させる必要が生じた狩猟鳥類がある場合、人工増殖及び放鳥による遺伝的なかく乱の防止を図る観点から、法第12条第2項による対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限等、当該鳥類の保護規制により個体数の回復を図ることを優先するものとする。

(3) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

なし。

(4) 放獸計画

狩猟鳥獣である哺乳類について、原則として人工増殖した個体の放獸は行わないものとする。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

ア 本県における希少鳥獣（以下、「山形県希少鳥獣」という。）とは、本県が作成した最新のレッドリストにおいて絶滅危惧 I A・I B類、II類又は絶滅のおそれのある地域個体群（LP）に該当する鳥獣であって、法第2条第4項により環境省令で定める希少鳥獣及び同条第7項により環境省令で定める狩猟鳥獣を除くものとする。

(第9表)

| | 山形県希少鳥獣 | 山形県レッドリスト 掲載カテゴリ |
|----|---|-------------------------|
| 鳥類 | カラスバト、ヒクイナ、ハシブトウミガラス、コシアカツバメ、セッカ | 絶滅危惧 I A類 (CR) |
| | オオハム、クロサギ、カラシラサギ、ヨタカ、ハチクマ、ハイタカ、 オオタカ、コノハズク、フクロウ、キバシリ、オオジュリン | 絶滅危惧 I B類 (EN) |
| | ヨシゴイ、ケリ、オオジシギ、ミサゴ、ツミ、アオバズク、トラフズク、 ヤマセミ、サンコウチョウ、ホシガラス、ヒバリ、コヨシキリ、コマド リ、イワヒバリ、セグロセキレイ、ホオアカ | 絶滅危惧 II類 (VU) |
| | 飛島と周辺の島々のウミネコ繁殖個体群 | 絶滅のおそれのある 地域個体群 (LP) |
| 獣類 | ホンドモモンガ、ヤマネ | 絶滅危惧 II類(VU) |

イ 山形県希少鳥獣については、生息状況や生息環境の把握に努め、必要に応じて適切な保護を図る。

(2) 狩猟鳥獣

ア 狩猟鳥獣については、生息状況等や被害状況等の把握に努め、必要に応じて保護又は管理を図る。

また、関係行政機関等からの情報収集及び関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

イ 被害防止の目的で行う捕獲等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟による捕獲等を活用しつつ、第二種特定鳥獣管理計画の作成及びその推進により、地域個体群の存続を図りつつ、被害の防止を図る。

(3) 外来鳥獣等

国内に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された外来鳥獣及び県内に本来生息地を有しておらず、人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣（以下「外来鳥獣等」という。）については、その生息・被害状況等の把握に努めるとともに根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害捕獲を推進し被害の防止を図る。

(4) 指定管理鳥獣

ア 法第2条第5項により、環境大臣が定める指定管理鳥獣については、生息状況や被害状況等の把握に努め、適切な管理を図る。

また、関係行政機関からの情報収集及び関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産等又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

イ 指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等実施計画に基づき捕獲等の目標を設定し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

(5) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣等及び指定管理鳥獣以外の一般鳥獣については、調査等により生息状況等の把握に努める。

地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合にあっては、許可をしないものとする。

- ア 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ又は鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。
- ウ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画(法第7条の4に基づき環境大臣が定める計画)に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量及び見回りの実施方法、猟具の所有等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。

(第10表)

| 捕獲等又は採取等の目的 | 許可する場合の基本的考え方 |
|----------------|---|
| ①学術研究を目的とする場合 | 学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。 |
| ②鳥獣の保護を目的とする場合 | <p>1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合</p> <p>第一種特定鳥獣保護計画に基づく第一種特定鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護の一環として、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持するために必要な範囲内で行われるものとする。</p> <p>2) その他鳥獣の保護を目的とする場合</p> <p>ア 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 鳥獣行政担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。</p> <p>イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 鳥獣行政担当職員や鳥獣保護管理員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。</p> |
| ③鳥獣の管理を目的とする場合 | |
| | <p>1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合</p> <p>第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な管理の一環として、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な範囲に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるために必要な範囲内で行われるものとする。</p> <p>2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合</p> <p>鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第四において「被害」という。）が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。特に、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。</p> |

| | | |
|-------------------|--|---|
| ④その他特別な事由を目的とする場合 | 上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。また、鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとし、今後、廃止する方向で検討するものとする。 | |
| | 1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的 | 博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。 |
| | 2) 愛玩のための飼養の目的 | 個人が自らの慰楽のために飼養する目的(特別の事由があると知事が認めるものに限る)で捕獲する場合。 なお、当該場合を除き、愛玩のための飼養の目的での捕獲は、原則として、許可しないものとする。 |
| | 3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的 | 鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。 |
| | 4) 鵜飼漁業への利用の目的 | 鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合。 |
| | 5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的 | 伝統的な祭礼行事等に用いる場合。 |
| | 6) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的 | 環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等。 |

(3) わなの使用に当たっての許可基準

ア わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可申請にあっては、以下の基準を満たす場合に許可する。

(第11表)

| 使用目的 | 基 準 |
|------------------------------------|---|
| (ア) 獣類の捕獲等を目的とする許可申請の場合((ウ)の場合を除く) | 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないもので、また、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定されること。 |
| (イ) イノシシ及びニホンジカの捕獲等を目的とする許可申請の場合 | くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、(ア)1)の基準に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。 |
| (ウ) ツキノワグマの捕獲等を目的とする許可申請の場合 | 箱わなに限るものとする。 |

※ (イ)について、有害鳥獣捕獲の場合、第四の5(2)ウ(イ)e(b)ii(ii)に規定。

イ 標識の装着に関する基準

法第9条第12項の規定に基づく標識の装着を行うものとする。ただし、捕獲許可が必要なネズミ・モグラ類を捕獲する場合において、獵具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、獵具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によるものとする。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

山形県希少鳥獣に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少な猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導するものとする。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

ア 許可基準

(第12表)

| 捕獲の目的 | 許可権者 | 許 可 基 準 | | | | | 捕獲等又は採取等後の措置 |
|--|-------------------------|---|--|--|----------|---|--|
| | | 許可対象者 | 鳥獣の種類・数 | 区域 | 期間 | 捕獲方法 | |
| 学術研究 研究の目的及び内容が、次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当するものであること。 | 知事 (区域を管轄する総合支庁長の所管) | 理学、農学、医学 又は薬学等に関する調査研究を行う者 又は数 者又はこれらの人 から依頼を受けた 者 | 研究の目的を達成する ために必要な種類 又は数 に依頼された 者 | 研究の目的を達成す るために必要な区域 とし、原則として、 特定獵具使用禁止区 域、特定獵具使用制 限区域(特定獵具を な種類又は数とす る場合)に依頼する 場合には、適切な種類 又は数とす る場合) | 1年 以内 | 次の各号に掲げる 条件に適合するも のであること。 ただし、他に方法 がなく、やむを得な い事由がある場合 は、この限りでな い。 (ア)法第12条第1項第 7号イからチまでに 掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が 認められる場合はこ の限りでない。 | 捕獲・採取後の措置が原則とし て、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 (ア)殺傷等を伴う場合は、研究 の目的を達成するために必 要と認められるものである こと。 (イ)個体識別のため、指切り、 ノーザッタの装着等の鳥 獣の生態に著しい影響を及 ぼすような措置を行わない こと。 (ウ)電波発信機、足環の装着等 の鳥獣への負荷を伴う措置 については、研究の目的を達 成するために当該措置が必 要であると認められるもの であること。 なお、電波発信機を装着す る場合には、原則として、 必要期間経過後短期間のう ちに脱落するものであるこ と。また、装着する標識が 鳥獣観察情報の収集に広く 活用できる場合には、標識 の情報を公開するよう努め ること。 |
| (ア)主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない | | | | | | | |
| (イ)鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。 | | | | | | | |
| (ウ)主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。 | | | | | | | |
| (エ)研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。 | | | | | | | |

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

ア 許可基準

(第13表)

| 捕獲の目的 | 許可権者 | 許可基準 | | | | | 留意事項 |
|--------------------|---------------------|--|---|---|------|---------------|------|
| | | 許可対象者 | 鳥獣の種類・数 | 区域 | 期間 | 方法 | |
| 標識調査（環境省足環を装着する場合） | 知事（区域を管轄する総合支庁長の所管） | 国若しくは都道府県の鳥獣行政担当職員又はこれらから委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む） | 鳥類各種 原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、1,000羽以内、その他の者においては500羽以内。 ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。 | 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。 | 1年以内 | 原則として、網、わな、手捕 | |

4 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合

第一種特定鳥獣保護計画の定めがないため、これに基づく鳥獣の保護を目的とした捕獲の許可は行わないものとする。

(2) その他鳥獣の保護を目的とする場合

ア 許可基準

(第14表)

| 捕獲の目的 | 許可権者 | 許可基準 | | | | | 留意事項 |
|---------------------|---------------------|---|---------------|---------------|------|--|------|
| | | 許可対象者 | 鳥獣の種類・数 | 区域 | 期間 | 方法 | |
| 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 | 知事（区域を管轄する総合支庁長の所管） | 国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員（出先機関の職員を含む） | 必要と認められる種類及び数 | 申請者の職務上必要な区域。 | 1年以内 | 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法以外の方法。ただし、他の方法が無く、止むを得ない事由がある場合はこの限りではない。 | |
| 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 | | 国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員（出先機関の職員を含む）、鳥獣保護管理員、野生鳥獣救護所運営者 | | | | | |

5 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

ア 許可基準

(第 15 表)

| 捕獲の目的 | 許 可 基 準 | | | | |
|--------------------|---|--|-------------------------------|-------------------------|--|
| | 許可対象者 | 鳥獣の種類・数 | 区 域 | 期 間 | 方 法 |
| ニホンザル管理計画に基づく数の調整 | 市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画を策定した市町村長又は、当該市町村長から依頼を受けた者とすること。 | ニホンザル 捕獲数は計画の目標達成のために適切かつ合理的な数であること。 | 市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画を策定した市町村の区域 | 1 年以内 | 銃、わな（銃の場合は散弾銃の使用を原則とする。群れの全体数の捕獲を目的に囲いわなを用いる場合はニホンザル管理計画の定めによる。） |
| ツキノワグマ管理計画に基づく数の調整 | 市町村長とすること。 | ツキノワグマ 捕獲数はツキノワグマ管理計画に基づき年度毎に定める数以下であること。 | 市町村の区域 | 春季（3 月～5 月中旬）のうち 30 日以内 | 銃 |
| イノシシ管理計画に基づく数の調整 | 市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画を策定した市町村長又は、当該市町村長から依頼を受けた者とすること。 | イノシシ 捕獲数は計画の目標達成のために適切かつ合理的な数であること。 | 市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画を策定した市町村の区域 | 1 年以内 | 銃、わな（原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法以外であって、（ウ）の規定による。） |

(ア) 許可対象者

原則として銃器を使用する場合は、銃猟免許を所持する者（装薬銃を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者で、空気銃を使用する場合は第1種又は第2種銃猟免許を所持する者。以下同じ。）、銃器の使用以外の方法による場合は、網猟免許又はわな猟免許を所持する者、及びこれらの者を従事者とする法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、法第18条の5 第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ）とする。ただし、銃器の使用以外の方法（網又はわな）による法人に対する許可であって、次の(a)～(d)の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も従事者として許可の対象とする。

- a 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
- b 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
- c 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
- d 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

(イ) 鳥獣の種類・数

- a 県が定める第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣（以下、「第二種特定鳥獣」という。）を対象とする。
- b 捕獲等の数は、第二種特定鳥獣管理計画に基づき年度毎に定める数とする。市町村が市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画（以下「市町村実施計画」という。）を定めた鳥獣にあっては、その鳥獣を対象に市町村が個体数の調整を実施する場合、市町村実施計画に定める数を当該年度の上限とする。

(ウ) 期間

- a 原則として1年間以内とする。ただし、ツキノワグマについては、30日以内とする。
- b 第二種特定鳥獣以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう配慮するものとする。

(エ) 区域

- a 原則として市町村の区域内に限るものとする。ただし、市町村境において捕獲等を実施する等、必要と認められる場合は、関係する市町村及び関係者間の協議が整ったことを条件に、広域的な区域で許可できるものとする。
- b 鳥獣保護区における捕獲等は、特に第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために特に必要な場合について許可できるものとする。ただし、捕獲等に当たっては、誤認捕獲の可能性の高いわなや鉛製銃弾を使用しないなど、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう

配慮するものとする。

なお、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、生態系の保全に支障がある場合など特に必要性が認められる場合を除き捕獲等を許可しないこと。

(オ) 方法

a 銃

- (a) ライフル銃を使用したツキノワグマ、ニホンザル、イノシシの捕獲等は、安全確保に必要な視野が確保できる時期や場所に限ること。
- (b) ニホンザルについては散弾銃の使用を原則とする。ライフル銃を使用する場合には、県みどり自然課と協議すること。
- (c) 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。
また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

b わな

- (a) わなによるイノシシの捕獲等においては、ツキノワグマやカモシカ等についての錯誤捕獲の発生を防止するため、わなの設置場所、構造及び使用する餌等に関し、i の基準を満たすことを条件に許可するものとする。(イノシシ捕獲のためのわなによる、ツキノワグマの錯誤捕獲の例については附属資料1参照)

i 箱わなの使用及び設置については、次によるものとする。

- ・周辺にツキノワグマが頻繁に出没する場所への設置は極力避けること。
- ・わな上部に一辺 30cm 以上の脱出口を設置した箱わなを使用すること。(附属資料2参照)
- ・イノシシ捕獲用の箱わなを設置した後に、ツキノワグマの足跡や痕跡が箱わな及びその周辺で発見された場合は、箱わなの扉を閉じるなど、錯誤捕獲の未然防止措置を講ずること。
- ・ツキノワグマを誘引する可能性が高い餌は使用しないこと。(例: リンゴ・ハチミツ・酒粕等)

- (b) くくりわなは、種を特定して捕獲等することが困難であり、全国的にツキノワグマ、カモシカ等が錯誤捕獲される事例が多く、捕獲後の対応が困難となる状況が生じております。(附属資料1参照)、捕獲等又は放獣作業における人身事故の発生が懸念される。

くくりわなの使用にあたっては、人身事故又は錯誤捕獲の発生を防止するため、設置の場所や方法、標識(任意の注意標識を含む)の表示位置、人やツキノワグマの活動時期等に十分に留意し、事故発生の回避や放獣等解放を行う対応を心得たうえで捕獲を実施することとし、安全が確保される場合以外に極力使用を避けることとする。

(カ) その他の条件等

- a 第二種特定鳥獣に関する捕獲基準等については、(ア)～(オ)のほか、第二種特定鳥獣管理計画で定める。
- b 捕獲体制については、イの規定を満たしていることが確認できること。
- c 許可事務手続きの詳細については、山形県第二種特定鳥獣捕獲許可事務取扱要領に定める。

イ 捕獲体制の整備等

(ア) 指導方針

第二種特定鳥獣管理計画の目的の達成に向けて適切かつ安全な捕獲等の実施を図る。また、捕獲等を実施する地域における連絡協議会等の設置や速やかな捕獲班の編成等について、関係団体等を指導するものとする。

特に市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るために、実施体制を整備するよう指導するものとする。

(イ) 捕獲班等編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第 16 表)

| 指導する実施体制 | 対象鳥獣名 | 捕獲の対象区域 |
|----------|-------------------|----------------------|
| 捕獲班の編成 | ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ | 被害発生市町村の区域 |
| 捕獲隊の編成 | ニホンザル、イノシシ | 被害発生市町村の区域を越える広域的な区域 |

(ウ) 安全確保のための指導事項

- a 捕獲等の実施にあたっては、事前広報を行うとともに、実施時には見張人を配置する等、事故防止に万全を期すること。

- b 捕獲班には班長・副班長を置き、班長は班員を掌握し、県、市町村及び関係機関と緊密な連携をとり、捕獲実施に支障のないよう捕獲班を指導するとともに、事故や違反の防止に万全を期すること。
- c 隣接市町村等広域的な地域で捕獲等を実施する場合は、捕獲班により捕獲隊を編成し、隊長の掌握の下、適切かつ安全な捕獲に万全を期すること。
- d 捕獲等の従事者は、県又は市町村が貸与する腕章をつけること。
- e 捕獲等の従事者は、一般社団法人大日本獵友会の共済等ハンター保険に加入すること。
- f 捕獲等に使用するわな又は網に県又は市町村が貸与する標識をつけること。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

ア 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害((2)において「被害」という。)の防止の目的の許可においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合 ((2)において「予察」という。)についても許可するものとする。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については積極的な有害鳥獣捕獲を行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

イ 鳥獣の適正管理の実施

(ア) 方針

- a 農林水産業等への被害、生活環境若しくは生態系への影響を及ぼす鳥獣については、農林水産業等と鳥獣保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。
- b 指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、特に適正な管理に努めるものとする。

(イ) 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

- a 鳥獣の生態や被害地域の状況を踏まえ、有識者や地域の実情に詳しい地元獵友会員等の助言を得ながら、上記方針に基づき適切かつ効果的な防除方法の検討を図るものとする。
- b 農林水産業等への被害、生活環境又は生態系への影響を及ぼす鳥獣について、被害防除対策を実施するとともに、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等以外の鳥獣においては地域個体群の存続を図りつつ、適正な生息数に誘導する等適切な管理に努めるものとする。

ウ 被害防止の目的による捕獲についての許可基準の設定

(ア) 方針

a 許可の考え方

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策又は追払い等によっても被害等が防止できない場合に必要な範囲で行うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

許可基準に掲げる鳥獣以外の鳥獣については、本県において、被害が生じることはまれであり、有害鳥獣捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討したうえで許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、山形県希少鳥獣に係る捕獲許可は原則として行わないものとする。

また、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る観点から、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

- b 許可しない場合の考え方
第四の2(1)によるものとする。
- c 許可に当たっての条件の考え方
第四の2(4)によるものとする。
- d 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項
有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着せらるものとする。
また、必要に応じて、捕獲の実施への立会い等により適正に実施されるよう対処するものとする。
 - (a) 錯誤捕獲防止の推進
 - i 県内において、有害鳥獣捕獲におけるわな設置が増加し、錯誤捕獲が散見される状況になってきている。
 - ii 対象種の捕獲基準に基づいて、錯誤捕獲の未然防止措置を講じるものとする。
 - (b) 事故防止の推進
 - i わなを使用した捕獲を行う場合、人身被害を助長しないよう、設置場所については人家周辺や道路等から見える場所には設置しないこと。
 - ii わなでの捕獲については、子グマがわなに錯誤捕獲され、周辺に親グマがいる場合があるため、箱わな又はくりわなを設置する場合は、設置場所周辺の土地利用者及び住民に対し設置する旨連絡し、捕獲関係者以外の者がわなに近寄ってはならない旨周知徹底すること。

(イ) 許可基準

(第17表)

| 許可権者 | 鳥 獣 名 等 | 許 可 基 準 | | | | | |
|--------------------------|----------------------------------|---------|-----------|---------|--------------|---------|-------|
| | | 許可対象者 | 期 間 | 区 域 | 方 法 | 留 意 事 項 | |
| 市町村長 | ハシブトガラス、ハシボソガラス | a の とおり | 6 カ月以内 | d の とおり | 銃、箱わな、網 | f の とおり | |
| | カルガモ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ | | | | 銃、網 | | |
| | ツキノワグマ（現に人畜等に危害を加えるおそれがある場合に限る。） | | | | 銃、箱わな | | |
| | ノウサギ | | 30 日以内 | | 銃、網 | | |
| | ドバト | | e の とおり | 銃、箱わな、網 | | | |
| | サギ類、カワウ | | | 銃、網 | | | |
| | ヒヨドリ、オナガ、ウツ、カモ類（カルガモ除く） | | | 6 カ月以内 | | | 銃、網 |
| | ツキノワグマ | | | | | | 銃、箱わな |
| | ニホンザル | | | | | | 銃、わな |
| | イノシシ | | 30 日以内 | f の とおり | 銃、わな | | |
| | ニホンジカ | | | | 銃、わな | | |
| | タヌキ、ハクビシン | | | | 銃、箱わな | | |
| 知 事 (区域を所轄する総合支庁長の所管) | アライグマ | c の とおり | 1 年以内（※2） | d の とおり | 銃、箱わな | g の とおり | |
| | その他の鳥獣（※1） | | | | 銃、わな | | |
| | 鳥類の卵の採取等 | | | | 法定猟法以外の方法 | | |
| | 市町村の区域をまたがつて有害鳥獣捕獲を実施する場合 | | 6 カ月以内 | e の とおり | 対象鳥獣の種類による方法 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

(※1) 「その他の鳥獣」については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第2条第4項に規定する希少鳥獣以外の鳥獣で、かつ、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条第1項に規定する「鳥獣被害防止計画」に記載されている鳥獣に限る。

(※2) ニホンザルについては、法に基づく「指定管理鳥獣」または「狩猟鳥獣」に定められていないことから、第四5（1）規定の「市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画」に準拠した計画を定め、捕獲を実施する場合は、有害鳥獣捕獲期間を1年以内とすることができる。

a 許可対象者

原則として被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた個人又は法人であって、銃器を使用する場合は、銃猟免許を所持する者（装薬銃を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者で、空気銃を使用する場合は第1種又は第2種銃猟免許を所持する者。以下同じ。）、銃器の使用以外の方法による場合（法定猟法以外の方法であって、鳥類の卵の採取等を行う場合その他別に定める場合を除く。）は、網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法（網及びわな等）による捕獲許可申請であって、次の(a)～(d)のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とする。

- (a) 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、カラス、ドバト等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合
 - i 住宅等の建物内及びその敷地内における被害を防止する目的で、当該建物内及びその敷地内において捕獲する場合。
 - ii 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合。
- (b) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合。
- (c) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合であって、以下の i～iii の条件を全て満たす場合。
 - i ツキノワグマ等他の鳥獣の錯誤捕獲を生じさせないよう囲いわなの構造や管理办法に配慮すること。
 - ii 農地に近い場所で捕獲等する場合、鳥獣を誘引して被害を拡大させないよう農地に侵入防止柵を設置する等の防除策を施すこと。
 - iii 安全に止め刺しができることを確認できること。（銃器により止め刺しを行う場合は、銃猟免許を所持する者と共同で捕獲許可を申請すること。）
- (d) 法人に対する許可であって、以下の i～iv の条件を全て満たす場合。
 - i 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
 - ii 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
 - iii 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
 - iv 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

b 鳥獣の種類・数

- (a) 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし、第二種特定鳥獣については、原則として「第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整」の目的の捕獲とし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることとする。
- (b) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の i 又は ii に該当する場合のみ対象とするものとする。
 - i 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
 - ii 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要があり、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
- (c) 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）であるものとする。
- (d) 指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、上記(a)～(c)は適用しない。

(e) 上記基準によることが適当でない場合又は外来鳥獣等基準にない鳥獣を捕獲する場合には、県みどり自然課と協議すること。

c 期間

- (a) 原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。
- (b) 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう配慮するものとする。
- (c) 狩猟期間中及びその前後15日間における狩猟鳥獣の有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟（法第11条第1項第1号の規定により狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、通年により捕獲しないと被害が甚大になることを理由に市町村が捕獲を実施する場合、住宅等の建物内など狩猟と誤認されるおそれのない場所において捕獲する場合等、特別な事由がない限り許可しないものとする。

d 区域

- (a) 原則として、被害が発生している市町村の区域内に限るものとする。

ただし、市町村境において捕獲を実施する等、必要な場合は、関係する市町村及び関係者間の協議が整ったことを条件に、広域的な区域で許可できるものとする。

- (b) 鳥獣保護区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、特に被害の防止に必要な場合について許可できるものとする。ただし、捕獲に当たっては、錯誤捕獲の可能性の高いわなや鉛製銃弾を使用しないなど、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。

なお、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、生態系の保全に支障がある場合など特に有害捕獲の必要性が認められる場合を除き捕獲を許可しない。

e 方法

(a) 銃

i ライフル銃の使用はツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ及びニホンジカに限る。ただし、ニホンザルには散弾銃の使用を原則とし、ニホンザルの捕獲についてライフル銃を使用する場合には、県みどり自然課と協議すること。

ii 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

iii 指定管理鳥獣については、使用する銃の威力や捕獲方法を踏まえ、安全確保に必要な視野が確保できる時期や場所に限って行う場合に銃器による捕獲を認めるものとする。

(b) わな

i 箱わなによるツキノワグマの捕獲を実施する場合、長期間箱わなを設置することで被害をおよぼした個体以外のツキノワグマを誘引してしまう可能性があるほか、人身被害を助長してしまう場合もあるため、箱わなの設置期間は原則として15日以内とし、短期間で撤去することが望ましい。

ii わなを利用したイノシシの捕獲作業において、ツキノワグマやカモシカ等地域個体群に影響が懸念される種についての錯誤捕獲が発生することを抑止するため、わなの設置場所、構造及び使用する餌等の基準を満たす場合にのみ、わなの使用を許可するものとする。（イノシシ捕獲のためのわなによる、ツキノワグマの錯誤捕獲の例については附属資料1参照）

(i) 箱わなの使用及び設置については、次によるものとする。

- ・周辺にツキノワグマが頻繁に出没する場所への設置は極力避けること。
- ・わな上部に一辺30cm以上の脱出口を設置した箱わなを使用すること。（附属資料2参照）
- ・イノシシ捕獲用の箱わなを設置した後に、ツキノワグマの足跡や痕跡が箱わな及びその周辺で発見された場合は、箱わなの扉を閉じるなど、錯誤捕獲の

未然防止措置を講ずること。

- ・ツキノワグマを誘引する可能性が高い餌は使用しないこと。(例: リンゴ・ハチミツ・酒粕等)

(ii) くくりわなは、種を特定して捕獲することが困難であり、全国的にツキノワグマ、カモシカ等が誤認捕獲される事例が後を絶たず、捕獲後の対応が困難となる状況が生じている。(附属資料1参照)、これらの種の地域個体群に与える影響が懸念されるばかりでなく、捕獲又は放獣作業における人身事故の発生が課題となる。

くくりわなの使用にあたっては、人身事故又は誤認捕獲の発生を防止するため、設置の場所や方法、標識(任意の注意標識を含む)の表示位置、人やツキノワグマの活動時期等に十分に留意し、事故発生の回避や放獣等解放を行う対応を心得たうえで捕獲を実施することとし、有害鳥獣の許可捕獲の場合には、安全が確保される場合以外に極力使用を避けることとする。

なお、本計画期間において、ニホンジカの有害鳥獣捕獲におけるくくりわなの使用は原則として認めないものとする。

f 留意事項

(a) ツキノワグマに関する捕獲基準等については、下記のほか、山形県ツキノワグマ管理計画で定める。

i ツキノワグマについては現に被害等を生じさせていない場合であっても、次の場合には捕獲を認めるものとする。

(i) 市街地及びその周辺に出没した場合

(ii) 集落周辺等に出没し、人畜等に対し急迫する加害のおそれがある場合

(iii) 当該地域のツキノワグマの生息が安定的に保たれており、当該捕獲によっても安定的に保たれると認められる場合で、かつ、あらかじめ捕獲を行わないと甚大な被害等が予想されるとき

ii 子連れのツキノワグマは、原則として母子とも許可しないものとする。ただし、当該ツキノワグマが人身に被害等を与えるおそれがある場合など特別の事由が認められる場合は、この限りではない。

(b) その他

i 有害鳥獣捕獲の体制については、エ「有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等」の定めによる。ただし、建物内及びその敷地内において捕獲する者又は免許を受けていない者を除く。

ii その他許可事務手続きの詳細については、山形県鳥獣捕獲許可事務の取扱要領に定める。

エ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

(ア) 方針

有害鳥獣捕獲の適切かつ迅速な実施を図るため、各地域における連絡協議会等の設置や速やかな捕獲班の編成等について、関係団体等を指導するものとする。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

(イ) 捕獲班等編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第18表)

| 指導する実施体制 | 対象鳥獣名 | 捕獲の対象区域 |
|----------|-------------------------|----------------------|
| 捕獲班の編成 | ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ | 被害発生市町村の区域 |
| 捕獲隊の編成 | ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、鳥類 | 被害発生市町村の区域を越える広域的な区域 |

(ウ) 指導事項の概要

a 有害鳥獣捕獲を責任ある者の指導管理の下に広域かつ効率的に実施するため、できるかぎり市町村又は法第9条第8項の規定に基づき環境大臣が定める法人による捕獲により実施する。

- b 有害鳥獣捕獲実施の事前広報を行うとともに、実施時には見張人を配置する等、事故防止に万全を期する。
- c 捕獲班には班長・副班長を置き、班長は班員を掌握し、県、市町村及び関係機関と緊密な連携をとり、捕獲実施に支障のないよう捕獲班を指導するとともに、事故や違反の防止に万全を期する。
- d 隣接市町村等広域的な地域で有害鳥獣捕獲を実施する場合は、捕獲班により捕獲隊を編成し、隊長の掌握の下、適切な捕獲に万全を期する。
- e 有害鳥獣捕獲従事者は、県又は市町村が貸与する腕章をつける。
- f 有害鳥獣捕獲従事者は、一般社団法人大日本猟友会の共済等ハンター保険に加入する。
- g 捕獲に使用するわな又は網に県又は市町村が貸与する標識をつける。

オ 鳥獣による被害発生予察表の作成

(ア) 予察表

予察による被害防止の目的での捕獲(以下「予察捕獲」という。)対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。過去の被害発生状況を踏まえた加害鳥獣名、被害農林水産物等、被害発生時期及び被害発生地域の関係は、次の予察表に示すとおりとする。

(第19表)

| 加害鳥獣名 | 被害農林水産物等 | 被害発生時期 | | | | | | | | | | | | 被害発生地域 | 備考 |
|-----------------|--|--------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|---|--------------|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | | |
| ハシブトガラス、ハシボソガラス | 水稻、大豆、野菜、メロン、りんご、ぶどう、おうとう、もも、西洋なし、なし、すいか、いちご | | | | | | | | | | | | | 県内一円 | |
| カルガモ | 水稻 | ↔ | | | | ↔ | | | | | | | | 県内一円 | |
| スズメ | 水稻、りんご、おうとう、ぶどう | ↔ | | | | ↔ | | | | | | | | 県内一円 | |
| ドバト | 大豆、野菜 | ↔ | | | | | ↔ | | | | | | | 山形市、山辺町、天童市、河北町、村山市、東根市、川西町、長井市、鶴岡市、三川町、酒田市、遊佐町、庄内町 | |
| カワウ | アユ、ウグイ、フナ、コイ | ↔ | | | | ↔ | | | | | ↔ | | | 県内一円 | |
| ムクドリ | りんご、ぶどう、おうとう、もも、すもも、西洋なし、なし、すいか、いちご | ↔ | | | | ↔ | | | | | | | | 県内一円 | |
| ヒヨドリ | りんご、いちご、ぶどう、もも、おうとう、西洋なし | ↔ | | | | ↔ | | | | | | | | 山形市、上山市、山辺町、東根市、高畠町、長井市、酒田市 | |
| タヌキ | 水稻、トウモロコシ、いちご、すいか、メロン、ぶどう、おうとう | ↔ | | | | ↔ | | | | | | | | 山形市、山辺町、舟形町、長井市 | 心理的圧迫を含む家屋被害 |
| ハクビシン | 野菜、トウモロコシ、おうとう、りんご、ぶどう、すいか、いちご、もも、大豆 | ↔ | | | | ↔ | | | | | | | | 県内一円 | 心理的圧迫を含む家屋被害 |
| ノウサギ | りんご、かき、植栽苗木 | ↔ | | | | | | | ↔ | | | | | 県内一円 | |

(イ) 予察表に係る方針等

上記予察表に示す鳥獣について、その地域において被害発生時期に農林水産物等の被害が予察される場合、予察捕獲を許可するものとする。

年間を通じて予察される被害農林水産物等を鳥獣の種類別、四半期別、地区別に明記した被害発生予察表を作成し、これに対応するために必要な捕獲数、方法、区域、時期、日数について予め捕獲を許可するものとする。

予察捕獲の実施状況及び被害等の発生状況は毎年点検し、必要な場合に専門家等の意見を聴いて予察捕獲を実施する者に助言を行う。また、予察捕獲を実施する者は、被害発生予察表に係る被害等の発生状況について毎年点検し、その結果に基づき、必要に応じて次年度に予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の計画的な実施に努めるものとする。

(ウ) 予察捕獲の許可基準

a 予察捕獲ができる場合

有害鳥獣捕獲のうち、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合

b 予察捕獲の対象種

過去5年間以上の期間にわたり、本県において強い害性が認められた種として上記予察表に示す鳥獣とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。

なお、第二種特定鳥獣については、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整として予察捕獲を行うものとする。

c 予察捕獲の許可対象者

法人を原則とする。

d その他の許可基準

鳥獣の種類ごとに許可する捕獲の方法、区域、時期、日数及びその他の許可基準はエ(イ)による。

6 その他特別の事由の場合

(1) 許可基準

(第 20 表)

| 捕獲の目的 | 許可権者 | 許可基準 | | | | | 留意事項 |
|--|--|---|---|---|------------|--|--|
| | | 許可対象者 | 鳥獣の種類・数 | 区域 | 期間 | 捕獲方法 | |
| 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的 | 知事 (区域を管轄する総合支庁長の所管) | 公共施設の飼育担当者、研究従事者又はこれらの者から依頼を受けた者 | 展示の目的を達成するために必要な種類及び数 | 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。 | 6か月以内 | 銃、網、箱わな、手捕 | 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている獵法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 |
| 愛玩のための飼養の目的 | 自ら飼養しようとする者(当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者から依頼された者が愛玩使用のための捕獲許可を受けたことが無い場合に限る)又は当該者から依頼を受けた者。ただし、県内に住所地を有するものとする。 | メジロに限る。許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養し限り許可するものとする。 | 原則として、住所地と同一県内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。) | 1カ月以内(繁殖期間を除く) | 網、箱わな、手捕 | 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている獵法は認めない。ただし、とりもじを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。 注のおり | |
| 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的 | 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。ただし、県内に住所地を有するものとする。 | 人工養殖が可能認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。 | 原則として、住所地と同一県内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。)。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。 | 6カ月以内 | 網、箱わな、手捕 | | |
| 鵜飼漁業への利用の目的 | 鵜飼漁業又はこれらの者から依頼を受けた者 | 鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数 | 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。 | 6カ月以内 | 手捕 | ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 | |
| 伝統的な祭礼行事等に用いる目的 | 祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(現在まで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者 | 伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥とする(致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)。 | 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。 | 30日以内 | 銃、網、箱わな、手捕 | 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている獵法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 | |
| 上記に掲げるもののほか鳥獣の保護影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、又は管理その他公益に資すると認められる目的 | 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断するものとする。 | | | | | | |

注 愛玩飼養を目的とする場合の留意事項

原則として、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めないこととし、知事が特別の事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等）があると認める場合に限る。

(2) 許可しない場合の考え方

第四の2(1)によるものとする。

(3) 許可に当たっての条件の考え方

第四の2(4)によるものとする。

7 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置しないものとする。(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下、「規則」という。)第19条で定められた場合を除く。)

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにすること。特に、ツキノワグマ及びニホンカモシカについては、違法に輸入された個体又は国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標(製品タグ)の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にすること。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるものとする。

錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は、法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放棄は適切でないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めるものとする。

(2) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図るため、第二種特定鳥獣、指定管理鳥獣及びその他特に情報の収集を必要とする鳥獣について、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告(写真又はサンプルの添付を含む)を求めるものとする。

また、錯誤捕獲の情報についても収集に努め、特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護及び管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施への立会い等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(3) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

(4) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導するものとする。

(5) 錯誤捕獲の防止

ツキノワグマについて錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状(ツキノワグマの脱出口を設けた箱わな)、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲の防止を徹底するものとする。

また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放棄が実施できるように、放棄体

制等の整備に努めるものとする。

※ ツキノワグマの錯誤捕獲については、附属資料 1 写真参照。

8 許可権限の市町村長への委譲

(1) 条例に基づく許可権限の委譲

有害鳥獣捕獲申請に対してより迅速な処理を図るため、山形県事務処理の特例に関する条例（平成 11 年山形県条例第 36 号。以下「特例条例」という。）に基づき、狩猟鳥獣のうち、10 種*の鳥獣について有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可権限を市町村長に委譲する。

※ カルガモ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ノウサギ、ノイヌ、ノネコ及びツキノワグマ（ツキノワグマについては、現に人畜に危害を加えるおそれがある場合に限る）

(2) 被害防止計画に基づく許可権限の委譲

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年 12 月 21 日法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき、市町村長が許可権限委譲事項が記載されている被害防止計画を作成し、同法第 4 条第 7 号により知事が同意した場合、当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の捕獲許可権限を当該市町村長に委譲する。

(3) 市町村の事務処理に対する助言

県は、市町村へ捕獲許可に係る権限を委譲している鳥獣について、その捕獲が法、規則、基本指針、鳥獣保護管理事業計画及第二種特定鳥獣管理計画に従い適切に業務が施行されるとともに、知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言する。

9 鳥類の飼養登録

(1) 方針

飼養鳥獣の適正な個体管理を行うとともに、違法捕獲等による無許可飼養の防止に努める。

(2) 飼養登録事務の処理

飼養登録については、特例条例に基づき、市町村が事務処理を行う。

(3) 飼養適正化のための指導内容

県は、山形県ホームページ等を通じて、鳥獣飼養制度の周知徹底を図るとともに、市町村において、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう助言するものとする。

ア 登録票の更新は、飼養個体と装着登録票（足環）を照合し確認した上で行うこと。

イ 平成元年度の装着登録票（足環）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を観察する等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

ウ 装着登録票（足環）の既存等による再交付は原則として行わず、既存時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。

10 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア、イのいずれにも該当する場合に許可するものとする。

ア 販売の目的が法第 24 条第 1 項又は規則第 23 条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

11 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害防止の目的で、住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、

法第9条第1項の規定による環境大臣又は知事の許可のほか、法第38条の2第1項の規定による知事の許可を得るとともに、法第36条で使用を禁止されている麻醉銃を使用する場合においては法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。

第五 特定獣具使用禁止区域、特定獣具使用制限区域及び獣区に関する事項

1 特定獣具使用禁止区域の指定

(1) 方針

第11次鳥獣保護管理事業計画において、期間が満了する区域については原則、期間を更新する。

特定獣具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定獣具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。

ア 銃獣に伴う危険を予防するための地区

銃獣による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年6月法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃獣による事故発生のおそれのある区域

イ 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

ウ わな獣に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな獣による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定獣具使用禁止区域指定計画

(第21表)

| 区分 | 既指定特定獣具使用禁止区域(A) | 本計画期間に指定する特定獣具使用禁止区域 | | | | | | | 本計画期間に区域拡大する特定獣具使用禁止区域 | | | | | | |
|--------------------|------------------|----------------------|----|----|----|----|------|------|------------------------|----|----|----|------|--|--|
| | | 29年度 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(B) | 29年度 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(C) | | |
| 銃獣に伴う危険を予防するための区域 | 箇所 面積 | 107箇所 29,627ha | | | | | | | | | | | | | |
| わな獣に伴う危険を予防するための区域 | 箇所 面積 | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 箇所 面積 | 107箇所 29,627ha | | | | | | | | | | | | | |

| | 本計画期間に区域を減少する特定獣具使用禁止区域 | | | | | | 本計画期間に解除又は期間満了となる特定獣具使用禁止区域 | | | | | | 計画終了時の特定獣具使用禁止区域 中の増△ 減* | 計画期間 中の増△ 減** |
|----|-------------------------|----|----|----|----|------|-----------------------------|----|----|----|----|------|--------------------------------|---------------------|
| | 29年度 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(D) | 29年度 | 30 | 31 | 32 | 33 | 計(E) | | |
| 箇所 | | | | | | | 1 | | | | | 1 | -1 | 106 |
| 面積 | | | | | | | 70ha | | | | | 70ha | -70ha | 29,557ha |
| 箇所 | | | | | | | | | | | | | | |
| 面積 | | | | | | | | | | | | | | |
| 箇所 | | | | | | | 1ha | | | | | 1ha | 1 | 107 |
| 面積 | | | | | | | 70ha | | | | | 70ha | -70ha | 29,557ha |

注) A、* 及び** の面積について、わな獣禁止区域が銃獣禁止区域と重複しているため、実面積としている。

* 箇所数についてB-E

面積についてはB+C+D+E

** 箇所数についてはA+B-E

面積についてはA+B+C+D+E

(3) 特定獣具使用禁止区域指定内訳

(第 22 表)

| 年度 | 獣具区分 | 支庁区分 | 所在地 | 特定獣具禁止区域名稱 | 指定面積(ha) | 設定期間 | 備考 |
|----|------|------|-------------|------------|----------|--------------------|-----|
| 29 | 銃 | 村山 | 山形市、天童市、中山町 | 落合・寺津 | 195 | H29.11.1～H39.10.31 | 再指定 |
| | 銃 | | 上山市 | 前川ダム | 48 | | |
| | 銃 | | 東根市 | 若木 | 22 | | |
| | 銃、わな | | 尾花沢市 | 銀山 | 10 | | |
| | 銃 | | 朝日町 | 上郷ダム | 132 | | |
| | 銃 | 最上 | 大江町 | 大山 | 123 | | |
| | 銃 | | 新庄市 | 大谷地 | 237 | | |
| | 銃 | | 最上町 | 日山 | 443 | | |
| | 銃 | 置賜 | 米沢市 | 万世 | 1,762 | | |
| | 銃 | 庄内 | 鶴岡市 | 岩ノ沢 | 172 | | |
| | 銃 | | 酒田市 | 酒田錦町 | 87 | | |
| 30 | 銃 | 村山 | 山形市、天童市 | 立谷川 | 492 | H30.11.1～H40.10.31 | 再指定 |
| | 銃 | | 河北町 | 元泉 | 72 | | |
| | 銃 | 最上 | 新庄市 | 下田地区 | 154 | | |
| | 銃 | | 舟形町 | 福寿野 | 29 | | |
| | 銃 | | 真室川町 | 秋山 | 329 | | |
| | 銃 | 置賜 | 高畠町 | 和田川 | 18 | | |
| | 銃 | | 酒田市 | 寺田 | 156 | | |
| | 銃 | | 庄内町 | 立川 | 88 | | |
| | 銃 | 川西町 | 大舟 | | | | 満了 |
| | 銃 | 村山 | 山形市、上山市、山辺町 | 須川沿い | 1,890 | | |
| | 銃 | | 山形市 | 愛宕山 | 113 | | |
| | 銃 | | 山形市 | 船町 | 15 | | |
| | 銃 | | 寒河江市 | 長岡山 | 93 | | |
| | 銃 | | 上山市 | 宮川 | 223 | | |
| | 銃 | | 朝日町 | 白倉 | 104 | | |
| 31 | 銃 | 置賜 | 米沢市、川西町 | 鬼面川 | 95 | H31.11.1～H41.10.31 | 再指定 |
| | 銃 | | 米沢市 | 西向沼 | 15 | | |
| | 銃 | | 南陽市 | 白竜湖 | 24 | | |
| | 銃 | 庄内 | 鶴岡市 | 外内島・日枝 | 105 | | |
| | 銃 | | 鶴岡市 | 内川 | 17 | | |
| | 銃 | | 鶴岡市 | 柳久瀬 | 56 | | |
| | 銃 | | 酒田市 | 飛鳥沼 | 19 | | |
| | 銃 | 村山 | 山形市、上山市 | 酢川 | 155 | | |
| | 銃 | | 山形市 | 隔間場 | 61 | | |
| | 銃 | | 上山市 | 虚空藏山 | 46 | | |
| | 銃、わな | | 尾花沢市 | 新鶴子ダム | 28 | | |
| 32 | 銃 | 置賜 | 米沢市 | 大樽川 | 55 | H32.11.1～H42.10.31 | 再指定 |
| | 銃 | | 飯豊町 | 椿 | 138 | | |
| | 銃 | | 庄内 | 鶴岡市、三川町 | 長沼 | | |
| | 銃 | 村山 | 寒河江市、中山町 | 最上川河川公園 | 120 | | |
| | 銃 | | 寒河江市 | 中郷 | 111 | | |
| | 銃 | | 村山市 | 大沢川・大旦川 | 127 | | |
| | 銃 | | 東根市 | 白水川ダム | 45 | | |
| | 銃、わな | | 尾花沢市 | 徳良湖 | 157 | | |
| | 銃 | | 大石田町 | 田沢 | 66 | | |
| 33 | 銃 | 最上 | 新庄市、鮭川村 | 最上中部牧場 | 260 | H33.11.1～H43.10.31 | 再指定 |
| | 銃 | | 新庄市 | 福田山 | 210 | | |
| | 銃 | | 舟形町 | スルス沢 | 91 | | |
| | 銃 | | 鮭川村 | 米 | 40 | | |
| | 銃 | 置賜 | 飯豊町 | 飯豊少年自然の家 | 44 | | |
| | 銃 | | 鶴岡市 | 手向 | 174 | | |
| | 銃 | | 鶴岡市 | 田麦俣 | 1,450 | | |
| | 合 計 | | | | 10,847 | | |

2 特定獣具使用制限区域の指定

第 12 次鳥獣保護管理事業計画の期間において、指定の計画はない。

3 獣区設定のための指導

県内において、獣区の設定はない。設定を希望する者があった場合には、獣区設定のための手続きや管理運営等について、指導等を行う。

4 指定獣法禁止区域の指定

(1) 方針

指定獣法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地から、特に鉛製銃弾については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的と

する銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛中毒の状況等現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定に努める。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとする。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付すものとする。

(4) 指定猟法禁止区域指定内訳

(第 23 表)

| 指定猟法 | 名 称 | 所在地 | 指定面積 (ha) | 存続期間 |
|------------|---------|---------|--------------|------------------|
| 鉛散弾を使用する猟法 | 上郷ダム上流部 | 朝日町 | 57 | 平成16年11月1日から当分の間 |
| | 酒田余目 | 酒田市、庄内町 | 281 | 平成16年11月1日から当分の間 |

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

第 12 次鳥獣保護管理事業計画の期間内において、第一種特定鳥獣保護計画を作成する予定はない。

2 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び計画に基づく施策の方針

(1) 計画の作成方針

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣について、生物多様性の確保、生活環境の保全、農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められる場合に第二種特定鳥獣管理計画を作成するものとする。

なお、第 12 次鳥獣保護管理事業計画の期間においては、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカについて第二種特定鳥獣管理計画を定め、対策を進めていくものとする。

(2) 計画に基づく施策の方針

第二種特定鳥獣管理計画の作成にあたっては、これに基づき個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の対策を講ずるものとする。管理にあたっては、モニタリングを実施し、その結果を管理事業に反映させるフィードバックシステムを導入しながら、専門家や地域の関係者の合意形成を図りつつ、順応的に目標の見直しを行うものとする。

また、隣接県の行政及び関係機関と連携をとりながら、その管理を実施していく。

イノシシ及びニホンジカについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定めて目標を設定し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

(第24表)

| 計画作成年度 (予定) | 計画作成の目的 | 対象鳥獣の種類 | 計画の期間 | 対象区域 | 備考 |
|----------------|----------|---------|--------------------------|------|----|
| H28 | 管理及び被害軽減 | ニホンザル | H29. 4. 1～ H34. 3. 31 | 県全域 | |
| H28 | 管理及び被害軽減 | ツキノワグマ | H29. 4. 1～ H34. 3. 31 | 県全域 | |
| H27 | 管理及び被害軽減 | イノシシ | H28. 4. 1～ H33. 3. 31 | 県全域 | |
| (本計画 策定期間中) | 管理及び被害軽減 | ニホンジカ | (5カ年間) | 県全域 | |

(3) 第二種特定鳥獣管理計画に係る市町村実施計画の作成に関する方針

市町村は第二種特定鳥獣管理計画に基づき、毎年度、市町村実施計画を策定し、第二種特定鳥獣の管理を総合的に実施するものとする。市町村実施計画を策定するにあたっては、関係者で組織する第二種特定鳥獣管理連絡協議会等で情報交換を図りながら、近隣市町村との調整を図ることとする。

なお、ツキノワグマについては、単独で広域移動すること等から市町村実施計画の策定は行わないこととし、第二種特定鳥獣管理計画において、県が広域管理するものとする。

(第25表)

| 計画作成年度 | 計画作成の目的 | 対象鳥獣の種類 | 計画の期間 | 対象区域 | 備考 |
|---------|----------|---------|-------|--------|----|
| H29～H33 | 管理及び被害軽減 | ニホンザル | 単年度 | 市町村の区域 | |
| H29～H33 | 管理及び被害軽減 | イノシシ | 単年度 | 市町村の区域 | |

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

鳥獣保護管理事業を実施するうえで必要な資料を得るために、関係機関や研究者等との連携を図りながら各種調査を実施していく。

また、各種実績報告書等を整理し野生鳥獣の保護及び管理への活用を図るとともに、新しい知見に基づく調査法の検討を行う。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

県内に生息する鳥獣のうち、特に保護又は管理を要する鳥獣について、保護管理事業への活用に資するため、その分布状況、生息数等の把握に努める。

(2) 鳥獣生息分布調査

山形県レッドリスト改定のために実施した希少野生生物分布調査等の資料の活用、専門家の聞き取り調査等により、県内全域における鳥獣の生息分布状況を把握し、保護事業の基礎資料とする。

イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類については、上記の調査に加え、国等の機関が調査し作成した資料の活用等により、県内における生息分布を把握し、鳥獣保護区等の設定など適正な保護を実施するための資料とする。

また、里山民有林における自動撮影カメラを用いた定点観測調査や市町村アンケート、外来生物の初期防除を目的とした調査の実施等により、ハクビシンやアライグマ等、管理を要する鳥獣の分布状況や行動変化を把握し、防除対策の実施等、適正な管理を実施するための資料とする。

(第26表)

| 対象鳥獣名 | 調査年度 | 調査方法・内容 | 調査地域 | 調査時期 |
|-------------------------------------|---------|--|--------|--------|
| 山形県希少鳥獣等 | H29～H33 | 既存資料の収集整理、聞き取り調査、現地踏査等を行い、鳥獣生息分布を把握する。 | 県内全域 | 4月～3月 |
| 里山に出没する大型獣類 | H29～H33 | 自動撮影カメラによる定点観測を行い、分布変化を把握する。 | 鶴岡市南西部 | 5月～11月 |
| ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ | H29～H33 | 市町村に対してアンケート調査を実施し、分布状況の変化を把握する。 | 県内全域 | 8月～3月 |

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

全国的な一斉調査の一環として、県内のガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地等について、冬季における生息状況を把握し、保護対策を実施するための資料とする。

(第27表)

| 対象地域名 | 調査年度 | 調査方法・内容 | 備考 |
|-------|---------|-------------------------------|--------------|
| 県内全域 | H29～H33 | 定点観察法より、種別の生息数を把握し、保護対策を検討する。 | 毎年1月中旬に実施する。 |

(4) 狩猟鳥獣生息調査

キジ、ヤマドリについて、生息数の増減傾向を把握し、適正な捕獲等の管理を行う。

(第28表)

| 対象鳥獣名 | 調査年度 | 調査方法・内容 | 備考 |
|------------|---------|--|----------------|
| キジ ヤマドリ | H29～H33 | 出猟者に対しアンケート調査を実施し、キジ、ヤマドリの出合数を把握し、捕獲の制限、放鳥等について検討する。 | 毎年11月15日に実施する。 |

(5) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカについて、群れの出没動向、個体数の推定及び増減変化、生息分布の変化等を把握するためのモニタリングを行い、これにより得られたデータを管理事業にフィードバックさせながら、第二種特定鳥獣管理計画による順応的な管理に活用する。

(第29表)

| 対象鳥獣名 | 調査年度 | 調査内容・調査方法 | 備考 |
|---------------|---------|---|----|
| イノシシ ニホンジカ | | <ul style="list-style-type: none"> 許可による捕獲等実施者から実施報告書の提出を得て捕獲数を把握する。 捕獲等実施者から指定管理鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）に係る捕獲報告書の提出を得て、捕獲努力量の算出、生息数の推定等に活用する。 自動撮影カメラによる定点観測を行い、分布変化を把握する。 市町村に対してアンケート調査を実施し、分布状況の変化を把握する。 ニホンジカについては、スポットライトセンサス、音声録音調査、糞塊調査及び目撃情報の収集・整理、侵入経路の推定を行う。 | |
| ツキノワグマ | H29～H33 | <ul style="list-style-type: none"> 春季における捕獲実施時に目視調査を行うとともに、カメラトラップ調査を実施し、県内における生息数の推定を行う。 里山に自動撮影カメラを設置して定点観測を行い、里山の個体群の生息密度や行動の変化を監視・分析する。 許可による捕獲等実施者から実施報告書の提出を得て捕獲数を把握する。 捕獲等実施者から個体調査票の提出を得て、捕獲個体の種類や捕獲場所の分析に活用する。 警察に通報された目撃情報を収集し、出没しやすい場所に関する情報提供等に活用する。 | |
| ニホンザル | | <ul style="list-style-type: none"> 許可による捕獲等実施者から実施報告書の提出を得て捕獲数を把握する。 市町村に対してアンケート調査を実施し、群れの加害度や行動の変化等を把握する。 捕獲等実施者から個体調査票の提出を得て、捕獲個体の種類や捕獲場所の分析に活用する。 里山に自動撮影カメラを設置して定点観測を行い、里山の個体群の行動の変化を監視・分析する。 | |

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区指定候補地及び既指定鳥獣保護区について、鳥獣の生息状況等を把握し、鳥獣保護区の指定・管理等を実施するための資料とする。

(第 30 表)

| 対象保護区等の名称 | 調査年度 | 調査の種類・方法 | 備考 |
|-----------------------------|---------|--|----|
| 平成 34 年度～38 年度に期間が終了する鳥獣保護区 | H29～H33 | 定点観察法、ラインセンサス法等により、鳥獣の生息状況を把握する。現地調査により、生息環境を把握する。 | |
| 次年度に期間が終了する鳥獣保護区 | | | |
| 鳥獣保護区指定候補地及び鳥獣保護区全般 | | 現地調査、聞き取り調査により、鳥獣の生息動向を把握する。 | |

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲事業による捕獲）については、捕獲を行った者から捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、幼獣・成獣の別等について報告を得ることで、管理の効果等の把握に活用する。特に指定管理鳥獣については、出猟日における目撃数の報告も得ることにより、単位努力量当たりの捕獲数の算定や個体数の推定を行い、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果測定や捕獲目標の設定等に活用する。

(3) 制度運用の概況情報

県は、上記調査の実施等により、法に基づいて行う制度の運用の概況を把握するとともに、この情報を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更に活かすとともに、国に提供する。

4 放射性物質検査

平成 23 年 3 月の東京電力株式会社福島第 1 原子力発電所事故により、野生鳥獣への放射性物質の影響が確認されており、捕獲に従事する狩猟者などの不安が高まっている。このため、国等関係機関と連携し野生鳥獣の放射性物質濃度モニタリング検査を実施するとともに、適切な情報提供に努める。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政を実施するために必要な担当職員を、本庁環境エネルギー部みどり自然課、各総合支庁保健福祉環境部環境課に配置する。

(2) 設置計画

(第 31 表)

| 区分 | 現況 | | | 計画終了時 | | | 備考 |
|--|------------------|------------------|------------------|------------------------|----|---|---|
| | 専任 | 兼任 | 計 | 専任 | 兼任 | 計 | |
| 本庁 環境エネルギー部 みどり自然課自然環境担当 | 3 | 2 | 5 | 本計画期間中の行政需要等を検討し、配置する。 | | | 本庁 ①鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に関すること ②環境審議会自然環境部会に関すること ③鳥獣保護区等の指定・管理に関すること ④鳥獣の救護及び野生復帰に関すること ⑤野生鳥獣生息動向調査に関すること ⑥野生鳥獣放射性物質濃度モニタリング調査に関すること ⑦狩猟の適正化に関すること ⑧野生鳥獣の捕獲及び調査・統計に関すること ⑨高病原性鳥インフルエンザに関すること ⑩鳥獣保護思想の普及に関すること |
| 出先 村山総合支庁保健福祉環境部環境課 最上総合支庁保健福祉環境部環境課 置賜総合支庁保健福祉環境部環境課 庄内総合支庁保健福祉環境部環境課 | — — — — | 3 2 2 2 | 3 2 2 2 | | | | ①鳥獣の救護に関すること ②野生鳥獣の捕獲及び調査・統計に関すること ③高病原性鳥インフルエンザに関すること ④鳥獣保護思想の普及に関すること ⑤狩猟免許に関すること ⑥狩猟の取締まりに関すること ⑦鳥獣保護区等の指定・管理に関すること |

(3) 研修計画

(第 32 表)

| 名称 | 主催 | 時期 | 回数/年 | 規模 | 人数 | 内容・目的 | 備考 |
|---------------------|----|----------|------|------|-----|-------------------|----|
| 自然保護行政担当者会議 | 県 | 4月 | 1回 | 全県 | 10人 | 自然保護行政に関する知識の習得等 | |
| 北海道東北ブロック自然保護主管課長会議 | 各県 | 11月 | 1回 | ブロック | 2人 | 鳥獣保護管理行政に関する情報収集等 | |
| 鳥獣行政担当者会議 | 国 | 9月 2月 | 2回 | 全国 | 2人 | 同上 | |
| 野生動物研修 | 国 | 5月 | 1回 | 全国 | 1人 | 野生動物保護行政に関する知識の修得 | |

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとし、鳥獣保護管理事業を適正かつ円滑に推進するため、現在の総数、配置を維持する。

(2) 設置計画

(第 33 表)

| 基準設置数 (A) | 平成24年度末 | | 年度計画（当該年度に新規に増員（△減員）となる人数） | | | | | | |
|--------------|---------|----------|----------------------------|--------|--------|--------|--------|------|----------|
| | 人員(B) | 充足率(B/A) | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 計(C) | 充足率(C/A) |
| 52人 | 52人 | 100% | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 52人 | 100% |

(3) 年間活動計画

(第 34 表)

| 活 動 内 容 | 実 施 時 期 | | | | | | | | | | | | 備 考 |
|---------------------|---------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 鳥獣保護区等の管理 各種鳥獣調査 | ← | | | | | | | | | | | → | |
| 鳥獣保護思想の普及 | ← | | | | | | | | | | → | | 必要に応じて隨時 |
| 狩猟者等への指導 | | | | | | | ← | | | | → | | |

(4) 研修計画

(第 35 表)

| 名 称 | 主 催 | 時 期 | 回数／年 | 規 模 | 人 数 | 内 容 ・ 目 的 | 備 考 |
|------------|-----|-----|------|----------|------|-----------------------|-----|
| 鳥獣保護管理員研修会 | 県 | 6 月 | 4 回 | 総合支庁管轄地域 | 52 人 | 鳥獣保護管理員の資質向上及び専門知識の習得 | |

3 保護及び管理の担い手の育成及び確保

(1) 方針

鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況を踏まえた有害鳥獣捕獲や第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

その一環として、鳥獣の保護及び管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体群管理のための捕獲等又は採取等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者及び鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるように、そのための研修等に努めるものとする。

(2) 研修計画

(第 36 表)

| 名 称 | 主 催 | 時 期 | 回数／年 | 規 模 | 内 容 ・ 目 的 | 対 象 |
|----------------|-----------------------|-------|---------|-----|---------------------------------|---|
| 指定管理鳥獣管理研修会 | 県 | 随 時 | 1 ~ 4 回 | 全 県 | 指定管理鳥獣管理のための先進的な知識・技能に関する研修又は研究 | 狩猟者等 |
| 鳥獣被害対策指導者養成研修会 | 県 | 通 年 | 5 回程度 | 全 県 | 鳥獣の生態、被害対策の知識及び技術に関する研修 | 市町村職員（鳥獣被害対策実施隊員を含む）、農業共済組合職員、農業協同組合職員、県職員等 |
| 野生動物研修会 | 県、(公社) 山形県 獣医師会 | 11 月頃 | 1 回 | 全 県 | 野生鳥獣の生態や関わり方、被害対策に関する研修 | 獣医師等 |

(3) 狩猟者の育成及び確保のための対策

有害鳥獣捕獲等の保護管理の実施を支えている狩猟者の高齢化及び減少が地域において課題となっているため、狩猟者団体の協力を得て、その実態を把握するとともに、下記対策の継続を図るなど、新規狩猟者の育成・確保のための対策を講じるものとする。

ア 狩猟免許試験の休日実施及び県内 3 会場での試験実施（庄内・置賜・村山地区）

イ 狩猟免許試験受験予定者に対する講習会の開催

- ウ 狩猟の魅力を普及するセミナーの開催
- エ 新規狩猟者実技講習会の開催
- オ 狩猟者の社会的役割の普及啓発
- カ 新規狩猟者の銃等物品購入への補助

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方針

第9次鳥獣保護事業計画の期間以来、鳥獣保護センター等の設置について検討してきたが、人材の確保等の課題が解決できず、設置に至っていない状況である。

第12次鳥獣保護管理事業計画の期間においては、各地域に設置する野鳥救護所及び野生鳥獣救護所の設置のあり方も含め、本県における救護体制の全体的な検討を図りながら、本県の実情に合った鳥獣保護センター等について引き続き検討する。

5 指導

(1) 方針

違法な鳥獣の捕獲、飼養の未然防止のため、警察当局や市町村等と連携し、年間を通じて取締りを実施する。狩猟期間については、特に、銃猟による事故や違反の未然防止を重点とした取締りを実施する。特に、カモ類及びイノシシの狩猟期間とそれ以外の狩猟期間が異なることから、当該期間においては、違法な捕獲のないよう重点的に取り締まる。

(2) 年間計画

(第37表)

| 事項 | 実施時期 | | | | | | | | | | | | 備考 |
|--------------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 違法捕獲の取締り | ← | | | | | | | | | | | → | |
| ツキノワグマの密猟取締り | ← | | | | | | | | | | | → | |
| 鳥類の流通取締り | ← | | | | | | | | | | | → | 必要に応じて随時 |
| 狩猟取締り | | | | | | | ← | | | | | → | |
| 狩猟重点取締り | | | | | | | ↔ | | | | ↔ | ↔ | |

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法(昭和25年7月法律第226号)における狩猟税(目的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に関し、狩猟税を財源に必要な経費の支出を図る。

指定鳥獣捕獲等事業を実施する場合には、実施に必要な費用について国庫交付金の積極的な活用を図る。

第十 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

ニホンザルやツキノワグマが人の活動領域に出没し、農林業・人身被害を発生させるなど野生鳥獣と県民との軋轢が高まっているとともに、県内で一時絶滅していたイノシシやニホンジカが生息域を拡大させ、生息数を増加させているとみられる。

また、野生鳥獣と人間が棲み分けるための緩衝帯となっていた里山林の管理放棄地や農地の耕作放棄が増加する一方、野生鳥獣の捕獲を担う狩猟者の減少と高齢化が進行する等、野生鳥獣を本来の生息域に押し戻す力が弱まっている。

こうした状況において、野生鳥獣と人との軋轢を緩和させていく一方で、絶滅が危惧される

野生鳥獣の地域個体群の安定的存続を図り生態系のバランスをとっていくため、関係者が連携し、野生鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施等による総合的な鳥獣の保護及び管理の推進が必要となっている。

2 狩猟の適正管理

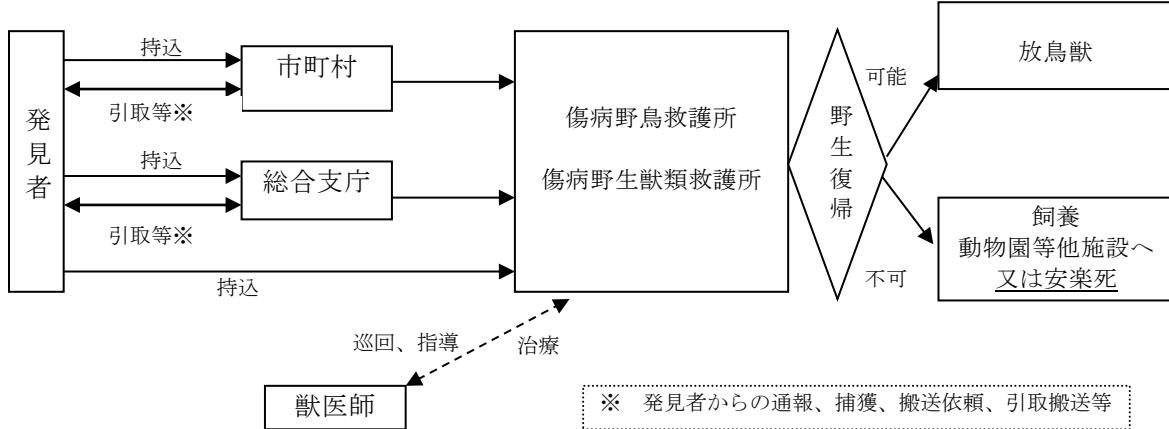
狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟にかかる各種規制区域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を、必要に応じてきめ細かに実施する。

また、各種制度の適用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。

3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

- (1) 県内各地に救護所を配置した現在の傷病鳥獣の救護体制を維持するため、運営者の高齢化等を踏まえ、後継者の確保について検討する。また、救護体制の充実を図るために、地域の獣医師による診察・治療を必要に応じて実施できる体制の整備について検討する。
- (2) 治癒した鳥獣の適正な野生復帰を図るために、適当な個体に対し訓練を実施するとともに、現在、救護所で保護している野生復帰不可能個体の対応（終生飼養又は安楽死等）について検討する。
- (3) 油汚染事故等一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合、救護所運営者等の知識及び技術の向上を図るとともに、関係団体等との連携に努め、迅速な救護体制の確立を図る。
- (4) 外来鳥獣等及び農林水産業等への被害の原因となる鳥獣については、原則として救護の対象としないものとする。
- (5) 雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に周知する。
- (6) 救護に当たっては人獣共通感染症の感染の有無を確認し、仮に感染の可能性のある場合は関係法令等の規定に従い、適切に対処するものとする。

＜野生鳥獣救護フロー図＞



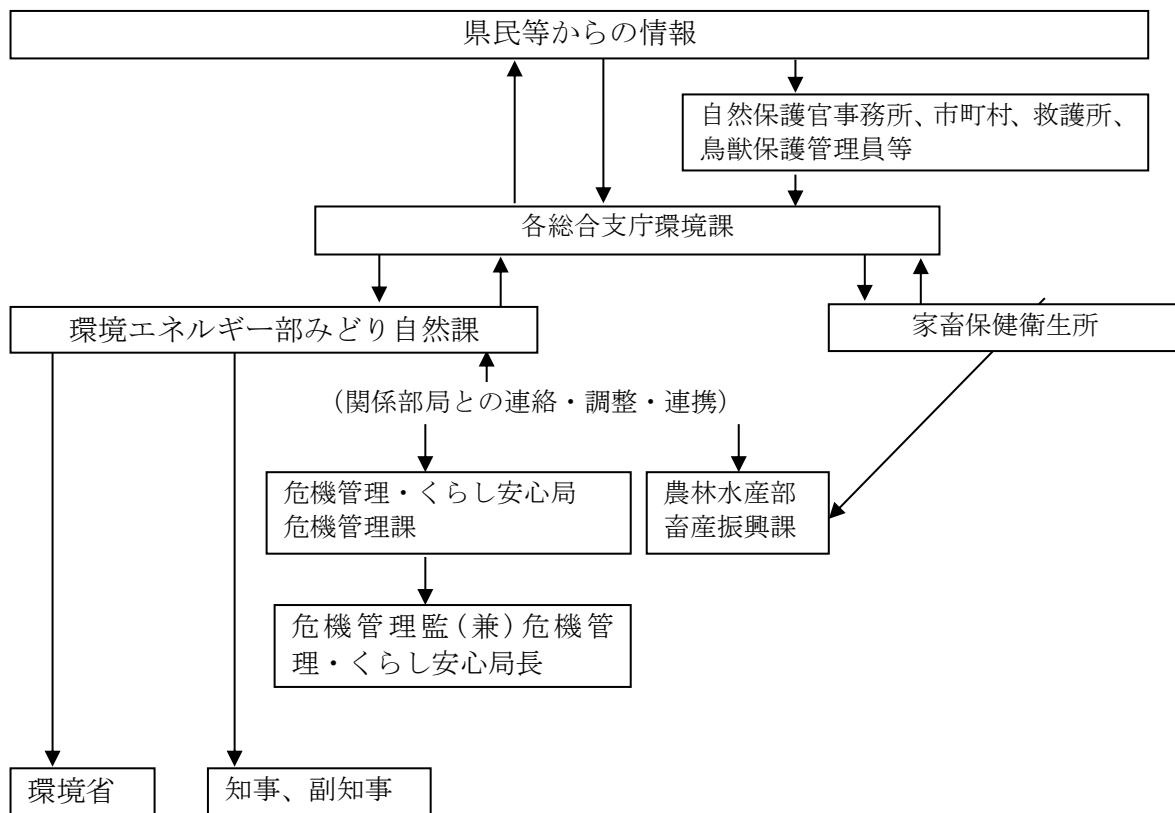
4 感染症への対応

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

人獣共通感染症のうち特に高病原性鳥インフルエンザについては、「高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡野鳥に係る対応マニュアル（平成 28 年 12 月改訂）」に基づき、県民への情報提供を通じて理解の普及を図り予防に努める。

また、野生鳥獣は何らかの病原体を常時保有しているものと考え、触れる際の感染防止（手袋、マスク等の着用）及び触れた後の感染防止（手洗い、うがい等）について、県民及び野生鳥獣関係者への周知に努める。

＜高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡野鳥が発見された場合の連絡体制＞



(2) その他の感染症

その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。

5 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

ア 方針

青少年を対象として愛鳥週間ポスターコンクールを実施するとともに、鳥類のヒナへの関わり方に関する周知や環境関連イベント等における生物多様性の保全に関する普及啓発活動を通して、鳥獣の保護思想の普及啓発を図る。

一方、野生鳥獣と人との適切なバランスを保つには、捕殺が必要な場合があることについて理解を普及させていくとともに、こうした活動の一環として、狩猟の魅力や意義について普及を図っていく。

イ 事業の年間計画

(第38表)

| 事業内容 | 実施時期 | | | | | | | | | | | | 備考 |
|------------------------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 愛鳥週間ポスターの募集・展示 | < | | → | | | | | | | | | | |
| 鳥類のヒナへの関わり方の周知 | < | | → | | | | | | | | | | |
| 生物多様性の保全や狩猟の意義に関する普及啓発 | | | ← | | | → | | | | | | | |

ウ 愛鳥週間行事等の計画

(第 39 表)

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 33 年度 |
|--------|---|----------|----------|----------|----------|
| 愛鳥週間行事 | 1) 愛鳥週間ポスターコンクールの実施 ・ 県内の中、高校生から愛鳥週間ポスターを募集し、入賞作品を選定する。 ・ 入賞作品を表彰するとともに、特選作品を全国審査会（愛鳥週間用ポスター原画コンクール）に応募する。 2) 愛鳥ポスターコンクール入賞作品の巡回展示 ・ 愛鳥週間の期間を含め、県内各地で巡回展示を実施する。 | | | | |

(2) 野鳥の森等の整備

本県では、野鳥の保護を図るとともに、県民が野鳥に親しめる場を提供することを目的に、昭和 49 年に上山市蔵王坊平地区に「山形県野鳥の森」を設置している。今計画においても、施設の利用促進を図るため、現在整備されている施設の維持管理を行う。

(第 40 表)

| 名 称 | 整備年度 | 施設の所在地 | 面 積 | 施 設 の 概 要 | 備 考 |
|------|----------|--------|----------|-------------|-----|
| 野鳥の森 | 昭和 49 年度 | 上山市坊平 | 1 2 4 ha | 観察路、観察小屋、東屋 | |

(3) 安易な餌付けの防止

ア 方針

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に関する普及啓発を積極的に推進するものとし、その際には、以下の点について留意するものとする。

- (ア) 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。
- (イ) 観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。
- (ウ) 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

イ 年間計画

(第 41 表)

| 重点項目 | 実 施 時 期 | | | | | | | | | | | | 実施方法 | 対象者 |
|-----------------|---------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----------------|------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 安易な餌付け防止に係る普及啓発 | < | | | | | | | | | | | | 必要に応じてホームページで実施 | 県民一般 |

(4) 小中学生を対象にした普及啓発

ア 方針

小中学生に対し鳥獣愛護思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間ポスターコンクールの開催及び入賞作品の巡回展示を行うとともに、鳥獣保護に関する活動に取り組む学校に対しては、積極的に顕彰を薦め、生物多様性を保全する取組みの普及を図っていく。

(5) 法令の周知徹底

ア 方針

鳥獣に関する法令のうち、鳥獣の捕獲・採取等の規制の制度等について、狩猟者向けに行う講習会等の機会を通じて周知徹底を図るとともに、鳥獣飼養登録制度等、県民に関係のある事項について、山形県ホームページ等により、その周知を図るよう努めるものとする。

イ 年間計画

(第 42 表)

| 重点項目 | 実 施 時 期 | | | | | | | | | | | | 実施方法 | 対象者 |
|-----------------|---------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----------------|------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 鳥獣捕獲制度に関する法律の周知 | < | | | | | | | | | | | | ホームページ、パンフレットなど | 県民一般 |
| 飼養登録制度の徹底 | < | | | | | | | | | | | | ホームページ、パンフレットなど | 県民一般 |
| 狩猟制度 | | | | | | < | | | | | | | ホームページ、パンフレットなど | 県民一般 |